

號一第作法

代言士肥田健吉君校閱
三井新治郎註解

通稱 帝國憲法註解

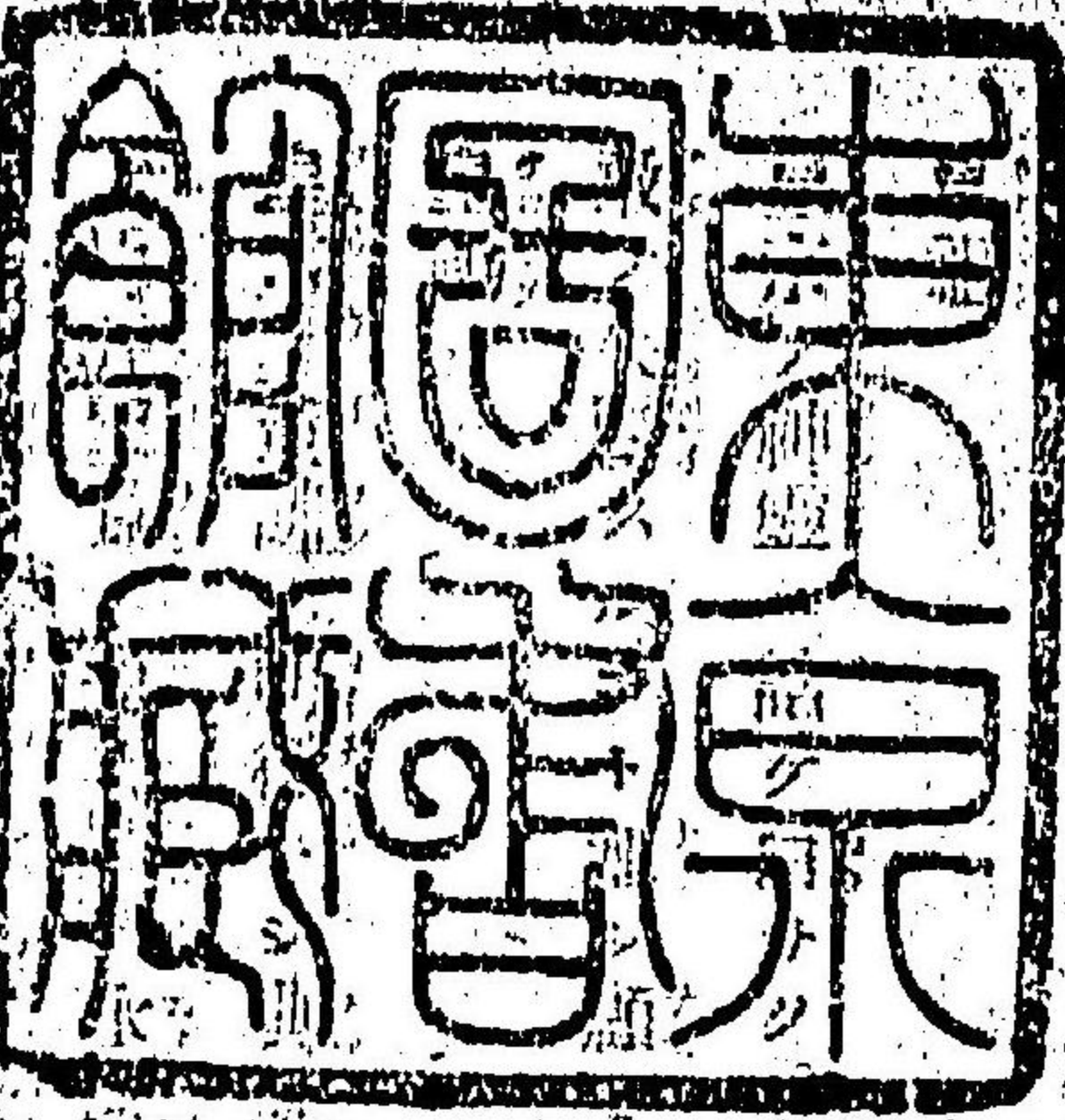
附議院法◎衆議院議員選舉法◎會計法◎貴族院令

東京

金櫻堂發行

W 155

皇族ノ証ニシテ



朕ノ天壤無窮ノ宏業ニ循ヒ惟神ノ寶庫ヲ承繼シ
爾ニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ積遠ニ隨ヒ宜ク

成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ繼由スル所ト爲シ外ハ以
ニ遵行セシメ益々國家ノ不基ヲ鞏固ニシ八洲長臣ノ慶福ヲ増進

後裔ニ照シクマヘル洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スル
コトヲ得ルハ倘ニ

皇祖



皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神有テ我リ併ニ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行マン想フヤント

神靈此レヲ臨ミシム

神靈此レヲ臨ミシム

憲法發布敕語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗よ承くるの大權よ依り現在及將來の臣民よ對し此の不磨の大典を宣布す

惟ふよ我か祖我か宗い我か臣民祖先の協力輔翼よ倚り我か帝國を肇造し以て無究よ垂れたり此れ我か神聖なる祖宗の威徳と並よ臣民の忠實勇武よして國を愛し公よ殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我か臣民い即ち祖宗の忠良ある臣民の子孫あるを回想し其朕か意を奉體し朕か事を獎勵し相與よ和衷協同し益々我か帝國の光榮を中外よ宣揚し祖宗の遺業を永久よ鞏固あらしむるの希望を同くし此の負擔を分つよ堪ふることを疑はざるなり

朕祖宗の遺烈を承け万世一系の帝位を踐み朕か親愛する所の臣民い即ち朕か祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民あるを念ひ其康福を増進し其懿徳良能を發達せしめむことを願ひ又其翼賛よ依り與よ俱よ國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十四日の詔命を履踐し茲よ大憲を制定し朕か率由する所を示さ朕か後嗣及臣民及臣民の子孫よる者をし

て永遠に循環する所を知らしむ
 國家統治の大權ハ朕カ之を祖宗ニ承けて之を子孫ニ傳ふる所あり朕及朕カ子孫ハ將來此の
 憲法の條章ヲ循ヒ之を行ふことを愆らざるへし
 朕ハ我カ臣民の權利及財産の安全を貴重シ及之を保護シ此の憲法及法律の範圍内ニ於て其
 の享有を完全ならしむべきことを宣言す
 帝國議會ハ明治二十三年を以て之を召集シ議會開會の時を以て此の憲法をして有効ならし
 むるの期とすへし
 將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要ある時宜を見るに至てハ朕及朕カ繼承の子孫
 ハ發議の權を執リ之を議會ニ付シ議會ハ此の憲法ニ定めたる要件ニ依リ之ヲ議決するの外
 朕カ子孫及臣民ハ敢て之カ紛更を試みることを得ざるへし
 朕カ在庭の大臣ハ朕カ爲メ此の憲法を施行するの責ニ任すべく朕カ現在及將來の臣民ハ此
 の憲法ニ對シ永遠ニ從順の義務を負ふへし

大日本帝國憲法注解

特15
280

第一章 天皇

(解)本章は於てハ皇帝陛下の權利を定めたるものなり

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

(解)万世一系とは代々一續きと云ふこと統治とは統て治むると云ふことあり即ち二千五
 百四十九年一系の日本國皇帝陛下カ日本を統治して他の者ハ日本國を統治せしめざ
 るなり言葉を換て云へば日本の日本ハ日本の皇帝カ治めて此の他の者の之ハ嘴を容ること
 能はずと云ふことあり

第二條 皇位は皇室典範の定むる所ニ依リ皇男子孫之を繼承す

(解)皇位とは天皇の御位あり皇室典範とい天子の御家の規則なり

(解)本條は天子の御位ハ天子の御家の規則ニ依りて其男の子や孫が承け繼ぐと云ふこと

なり故も若女子のみなるとき御位は付かせ玉ふことを得ず其時の皇族より養子とあし之跡を繼かするより仕方なきなり

第三條 天皇は神聖にして侵すべからず

(解)神聖とい極く尊き人と云ふ義なり 天子の此上もなき極く尊き人あれば國民より彼是云ふこと能はざるものあり故も天皇の國民は對して無責任にして如何のことも爲すも國民よりして天皇を廢立することを得ず
これらの事の凡て皇室典範の支配する處のものありと信するあり

第四條 天皇の國の元首として統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ

(解)元首とは民の頭と云ふことあり天皇陛下の日本民人の頭なれば國を治むる權利を總活せり故も如何の政事と雖も天皇一人にて執行するあり然れ共天皇一人の意見のみよ任する非らざるあり必ず此の憲法の規則は從ひ此の範圍内は於て執行し範圍外は互らさらしむるあり言葉を換て之を云へば天皇の國民の司なれば天皇一人にて總ての政をなすも然れども天皇一人の意見のみよ因らずして必ず天皇の憲法に依て國民の同意を

經て政を行ひ同意を經れば政を行ふこと能はずと云ふなり

第五條 天皇の帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

(解)協賛とい力を合せて同意すと云ふ義あり

(解)天皇の帝國議會の協力賛成を以て法律を立る權利を行ふものあり即ち法律を立つるときは必ず帝國議會の議案を下し之を議せしめ其會議の賛成を得て其法律を立つる處の權利を行ひ賛成を經ざるときは其權利を行ふことを得ざるものあり

第六條 天皇の法律を裁可し其の公布及執行を命す

(解)裁可は許可あり天皇の帝國議會に於て議したる法律を許可し其許可したる法律を國中に布告することを命令し已に命令したるときは其命令したる法律を執り行ひしむるなり故も假令ひ帝國議會に於て議したるも天皇が裁可せざるるときは之を執行せしむることを得ざるなり之れ天皇は裁可權ある所以にして又止を得ざるなり

第七條 天皇の帝國議會を召集し其開會閉會停會及衆議院の解散を命す

(解)天皇の國會の議員を召し集めたり又國會を開きたり閉ちたりする處の權利を有す又

他の場合も因りての衆議院の解散を命じ之れと同時に貴族院の會議を停會せしむる處の大權を有せり

第八條 天皇の公共の安全を保持し又其災厄を避くる爲緊急の必要より帝國議會閉會の場合も於て法律も代るべき敕令を發す

(解)公共の公の者共と云ふこと安全の大丈夫と云ふこと保持の持ち保つと云ふこと災厄とい災いと云ふこと緊急とは肝心の急ぎと云ふこと

(解)天皇の多くの者共の大丈夫あることを保ち又其災を避くる爲め肝心の急ぎの事柄のあるも其時丁度帝國議會の開きて居らざる時帝國議會を待つこと能はざるものなれば此時の帝國議會も於て定めたと同一の力ある處の法律を敕を以て發布し人民も服従せしむるなり何となれば若し議會の開會を待つとき遂に災厄を避け安全を保つこと能はざればなり

第二項 此敕令の次の會期も於て帝國議會も提出すべし若議會も於て承諾せざるるときは政府の將來も向て其効力を失ふことと公布すべし

前項の法律の帝國議會の會議を経ざる變則の法律なれば必ず次きの國會の開けたる時其法律を差出し會議を経ざるべからず若又其會議も於て該法律を不可なりとして承知せざるときは政府の后ち后ちも向て其法律の力をなきことを布告せざるべからず何となれば元と之れ議會の決議を経ざる變則の法律なれば此變則の法律を永く遵守せしむることを得ざるなり若永く遵守せしむるときは此憲法の大權を犯すものなればなり

第九條 天皇は法律を執行する爲も又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲め必要ある命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず (解)安寧とい社會の平穩無事ある有様あり秩序とは社會よて構造したる各人の自由を合併したる者なり故も自己の自由と伸張する爲め他人の權利を害するとき即ち秩序を害したるものと云ふ幸福とは福と云ふこと天皇は法律を執り行ふ爲めとか又は多くの者の平穩無事社會各人の自由を保護する爲めとか又は國民の福を増し進める爲めは其要用ある處の命令を發布し又發布せしむるなり尤も此命令もては已に定めたる處

の法律を變へ改むることを得ざるものなり

第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此憲法又は他の法律と特例を掲けたるものは各々其條項に依る

(解)行政とは立法司法を除きたる總ての官衙にして即ち今の各省より府縣に至るまでの官衙なり官制とは官衙の規則あり

(解)天皇の行政に干する凡ての官衙の規則を定めたり又文官や武官の給料などを定めたり又其文官や武官を任じたり免じたりすることを得るあり尤も此憲法ほか又外の法律と特別と規則を定めて置くものの其特別規則に依りて處分するあり

第十一條 天皇の陸海軍を統帥す

(解)統帥との統て帥ゆると云ふことなり

(解)天皇陛下の陸軍や海軍を統べ帥ひて敢て他人に任せざるあり即ち陛下一人の管轄に屬すると云ふことなり

第十二條 天皇の陸海軍の編制及常備兵額を定む

(解)編制との組立方あり

(解)天皇陛下の海軍陸軍の組立方と其常備へたる兵隊の人員を定むるなり

第十三條 天皇の戦を宣し和を講し及諸般の條約を締結す

(解)締結との結ぶと云ふ義あり天皇陛下の戦争を命令したり又の和睦をしたり其他の色々の約條を結ぶとを得るの權利を有す故に此事に付ては皇帝一人勝手よきして帝國議會と雖とも之を是非するを得ざるなり

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力の法律を以て之を定む

(解)天皇陛下は戒嚴令と云ふものを布告する特權を有せり戒嚴との嚴重に戒むると云ふ字義として戦争あるとき其近邊に此令を布き其區内の人民に此令を遵奉せしむるなり然るときは其區内の官吏も人民も此令に服従して如何の職務外の事もてもあさしむるものなり

第二項 効力とは効能なり其戒嚴の條要件又は其効能等は外の法律規則にて之を定

ひるあり

第十五條 天皇は爵位勳章及其他の榮典を授與す

(解)爵位といハ華族に與ふる公侯伯子男あり勳章といハ功勞あるものよ與ふる章なり榮典といハ孝子節婦を旌表し又ハ貧民を救助し獻金をなす者等よ與ふるものなり天子は此等の爵位勳章其他の榮譽の賞典を授け與ふる處の權利を有す此等も帝國議會よ於て非難する事を得ざるものあり

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命す

(解)大赦とは刑を受けたるものと刑を受けざる者とを問はず又事件の大小よ干せず其犯罪の性質及時勢の變遷よよりて其人を罰するの社會よ必用なしと云ふとき其人よ對して大赦を與るなり故よ大赦ハ國事犯に與ふるものよして常事犯に與ふる事ハなきものとす如何とされば常事犯の社會よ於て罰するの必用なしと云ふとあらざればなり又大赦ハ其罪を免すものされば初めより犯罪をしたるとなきものと同一人となる故よ自然と權利も元の如くよ復するなり

(解)特赦といハ其刑を免じ又ハ減等する等のものよて其罪を免さず即ち特赦ハ犯人を目的として事件を目的とせざるなり之を以て別よ復權を得るの事柄あらざれば權利ハ元の如くよからざるなり減刑といハ刑罰を減することなり復權といハ既に失ひたる權利を復するに云ふとあり即ち重罪に處せられて公權を剝奪せられたるものが大赦よ逢ふ時ハ直ちよ元の如くよ自分の權利を復するを得ると云ふ如き之なり

(解)皇帝以上の如き權利あるを以て此等の事ハ必用の場合よ方て行ふことを得るあり之も皇帝一人の特有なれば國民より催促しあさしむることを得ざるあり

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる處よ依る

攝政ハ天皇の名よ於て大權を行ふ

(解)攝政といハ政事を執り行ふ者なり之ハ皇室典範と云ふ天子の家の規則よ由りて定め置くものあり

第二項 其攝政たるものは凡て天皇の名義を以て憲法規定上の大なる權利を執り行ふものとす

第二章 臣民權利義務

本章は於ての國民の權利義務を定めたるものなり

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所は依る

(解) 臣民といふ國民と云ふ意なり日本國民たるの緊要の條件は他の法律を以て之を定む即ち日本の人民とあるもの如何なる條件を要するか他の法律即ち日本の身分法は規定せらるべきものなり

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格は應じ均く文武官は任せられ及其他の公務は就くことを得

(解) 日本の國民たるものは如何の人と雖も法律規則の定めたる處の資格は合ひたる時同し様は文官あり又の武官なり其官吏とある事を得るものなり又其他の公務は就く事も出來得るあり故は百姓も町人も職多も規則は合ひたる人なれば官吏も又の縣會議員國會議員の如き公務は就くとも得るものなり

第二十條 日本臣民は法律の定むる所は從ひ兵役の義務を有す

(解) 日本臣民は法律の定則は從ひて兵隊とあるの義務あるものとす之れ國家の爲めなれば仕方なきものなり若し兵士となりて國家を守る事を嫌ふ人の國を愛する氣力なき人と云はざるべからざるなり

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所は從ひ納税の義務を有す

(解) 日本の人民は法律の定則は從ひ諸般の租税を納むる處の義務あるものなり之亦國家の爲めは止を得ざるなり若し諸般の租税を出さざるもよきとする時一日も國家を維持する事能はざるものなり吾人一日も安心して營業すると能はず租税は即ち吾人の安心して營業する處の代價なりと云はざるべからざるなり

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内は於て住居及移轉の自由を有す

(解) 日本の人民は法律の定めたる法律の範圍内は於て何れも居住し何れも移るも自由勝手なりとす

第二十三條 日本臣民は法律は依るは非ずして逮捕監禁密問處罰を受くることあり

(解) 日本の人民は法律でなければ他より捕へられたり拘留せられたり官吏又他人の調

を受けたり刑罰を受くる事なきものなり然れども法律の命令あるときハ仕方なし捕へられ拘留せられ調を受けざるべからざるあり之れ國民ハ法律より従ハざるべからざる義務あればあり逮捕とは捕へられ監禁とは閉込らるゝあり處刑との罰せらるゝとあり

第二十四條 日本臣民ハ法律よ定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝとあり

(解)日本人民ハ法律よ定めたる裁判官の裁判を受くる處の權利を有す故之を奪はれ他國の裁判官よ裁判せらるゝとを拒む事を得べし即ち外國の裁判官よ裁判せらるゝと云ふ事をも之を拒みて其裁判を受けずと云ふをも得へし又内國よ於ても法律よ定めたる裁判官よあらざるるとき之を拒みて正當の裁判官よよりて裁判せられんとを乞ふとを得るあり

第二十五條 日本臣民ハ法律よ定めたる場合を除く外其許諾なくして住所よ侵入せられ及搜索せらるゝとなし

(解)侵入といハ侵入るあり搜索とは「さがす」と云ふとあり日本人民ハ自分の承諾なくして自己の住所を侵かされたり「さがされ」たりするとなし乍然法律よ定めたる場合よ由る時ハ住所も侵されざがされするなり之れ國益の爲め止を得ざるなり若し之をもなし能はずとする時ハ國の法律ハ無用よ歸するあり

第二十六條 日本臣民ハ法律よ定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝとなし

(解)信書といハ通信往來する書物手紙の事あり秘密といハ内所と云ふが如し日本の人民ハ法律よ定めたる場合を除きて其他の場合よ於てハ常よ通信往復する手紙の秘密たる内所の事を發かるゝとなし手紙の封等を切らるゝとあきの類あり

第二十七條 日本の臣民ハ其所有權を侵さるゝとあり

公益の爲必要なる處分ハ法律の定むる所よ依る

(解)所有權といハ無形物よして二の原素より成立す一ハ附與よして或る物件より生ずる利益を收得するの收利あり一ハ排斥よして其物件より生ずる者よ觸るべからず且其所有者の權利を害すべき所爲をなすべからずと云ふの義務之なり

日本の人民ハ此等の權利を害さるゝとあり即ち自分の所有する財産を侵害さるゝとあき如き之なり

第二項 尤も公の利益の爲め緊要の所分の法律の定めたる處よりて所分せらるる故も此場合よ於て其財産を取りあげらる、事をも得るなり例之公用買上げの如き公用の爲め一時占領の如き之あり

第二十八條 日本臣民の安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務よ背かざる限よ於て信教の自由を有す

(解) 日本人民の日本國の平穩無事なる事又日本國の各人の自由を侵害せず又國民の義務たる本分よ背かざる限よ於て佛敎を信するも耶蘇敎を信するも神道を信するも自由勝手ありとす尤も其奉敎の爲め社會の安寧秩序を害する時其自由よ任せざるあり

第二十九條 日本臣民の法律の範圍内よ於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

(解) 言論とい講談演説の如きなり著作とい書物を著す事印行とい印刷する事集會とい集り會をさす事結社とい社を結ぶ事日本の人民の法律の定めたる内よ於ていんあんと云ふもごんな著述をするもごんあ印刷をなし又集會をなし社を結ぶも凡て自由なりとす故よ之等の事をなすよの必ず法律よ従はるべからざるなり

第三十條 日本臣民の相當の敬禮を守り別よ定むる所の規程よ従ひ請願を爲すことを得

(解) 敬禮とは敬み禮義をさす事請願とは願ひ事をさす事規程の規則なり

(解) 日本の人民の當り前の禮義を守り又別よ定めたる處の規則よ従ふたる時如何の願をもなす事を得るなり

第三十一條 本章よ掲けたる條規の戰時又國家事變の場合よ於て天皇大權の施行を妨ぐるとなし

(解) 條規の文條なり戰時の戰爭のある時第二章の規則の戰爭のある時又國家の變災事變のある場合よ於て天皇の權利を行ふ事を妨ぐるとさきものとす故よ天皇の此等の場合よ於ては國民の權利よ關せず如何の事もさし得るあり

第三十二條 本章よ掲けたる條規は陸海軍の法令又は記律は抵觸せざるものよ限り軍人よ進行す

(解) 記律は尙ほ規則と云ふか如し第二章の規則の陸軍海軍の法令又規則よ觸れざる限

リハ軍人てきやうも適用するあり例之軍人も日本人民たるの資格を有すると雖も然れとも第二十九條の如きは軍人の他ハ軍規のあるれば此等の權利を行ふ事を得すと云ふ如き之あり其他ていこくきくわいに於てハ軍人も日本の他の人民と同一の權利義務を有するものとす

第三章 帝國議會

本章は帝國議會の組立方を定めたるものなり

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

(解)帝國議會と云ふものハ貴族院と衆議院との二つ以て成立つあり

第三十四條 貴族院ハ貴族院令の定むる處ハ依り公選こうせんせられたる議院を以て組織そしやくす

(解)貴族院と云ふものハ貴族院令(附則ふそくあり)と云ふものハ因て皇族くわうそく又ハ貴族又ハ勳任ちよくとんに撰任せんにんせられたるものを以て組立るなり其他の者の議員となることを得ず

第三十五條 衆議院ハ選舉法せんぎよほつの定むる處ハ依り公選せられたる議員を以て組織す

(解)衆議院ハ選舉法の定むる處ハ由り(附則あり)公選せられたる議員を以て組立るあり

第三十六條 何人も同時ハ兩議院の議員たることを得ず

(解)如何の人と雖も同時ハ貴族院と衆議院との議員となることを得ざるあり之れ同時ハ開會するものあればなり

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛きやうざんを経るを要す

(解)協賛きやうざんといハ協力賛成と云ふこと
(解)凡て今后發布する處の法律と云ふものハ必ず帝國議會の決議けつぎを経協力賛成きやうりょくざんせいを得たるものハ非らされハ發布することを得ざるあり

第三十八條 兩議員ハ政府の提出ていしゆする法律案を議決ぎけつし及各々法律案を提出することを得

(解)貴族院衆議院の兩院ハ政府より差出す處の法律議案を評議し又ハ各自法律議案を差出し議決せしむるを得るものとす

第三十九條 兩議院の一ハ於て否決ひけつしたる法律案ハ同會期中ハ於て再び提出することを得

(解)貴族院ハ於て否決したるものハ假令ハ衆議院ハ於て議決したるものと雖も其法律議案ハ同會の期限内ハ於て二度差出し議決せしむることを得ざるものなり又衆議院ハ於

て否決したるものも同一なりとす

第四十條 兩議院の法律又ハ其他の事件ハ付各々其の意見を政府ハ建議することを得但シ其採納を得ざるものハ同會期中ハ於て再ハ建議することを得す

(解)意見との思ふ處と云ふこと採納との用ひらるゝと云ふこと建議との申立ること貴族衆議兩院は法律とか又ハ其外の事柄ハつき各自其思ふ處を政府ハ申立ることを得るなり尤も政府ハ於て其申立を採用せざるるときハ其申立たる事件の同會の期限中ハ再び申立ることを得ざるなり

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

(解)帝國議會は毎年之を召集するものなり

第四十二條 帝國議會ハ三箇月を以て會期とす必要ある場合ハ於ては勅命を以て之を延長しすることあるべし

(解)帝國議會の開會して居る間は三ヶ月とす尤も必用あるときは之れを延すことを得るものとす尤も延すときは必ず天子の命令ハ由るものあり

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合ハ於て常會の外臨時會を召集すべし

臨時會の會期を定むるハ勅命ハ依る

(解)臨時とは時ハ由ると云ふこと緊急とは肝要と云ふこと時ハ臨み肝心の急ぎの事柄あるときハ常ハ開く會議の外ハ議員を召集することあるべし

第二項 時ハ依て開く處の議會は別ハ天皇の命令ハ依るものとす

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會ハ兩院同時之を行ふべし

衆議院解散を命せられたるときハ貴族院の同時ハ停會せらるべし

(解)帝國議會を開く期限又ハ閉つる期限を延したり又ハ停めたりするとき何れも兩院共一所ハあし取て前後あることなきものとす

第一項 衆議院の若シ天子より解散を命せられたるときハ貴族院ハ其解散と一所ハ停會せらるゝものとす

第四十五條 衆議院解散を命せられたるときハ勅命を以て新ハ議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内之を召集す

(解)衆議院の解散を命ぜられたるときは新天皇の命令ありて議員を撰舉するあり尤も其召集の解散より五ヶ月以内をなすものとす

第四十六條 兩議院の各々其の總議員三分の一以上出席するは非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

(解)貴族衆議兩院共各々其總人員の三分の一以上出席せざれば會議を開きたり又ハ議して決議することを得ざるあり假令は三百人の議員あれば必ず百人の出席を要すると云ふことあり

第四十七條 兩議院の議事の過半数を以て決す可否同數ある時は議長の決する所は依る

(解)貴族衆議兩院の議決する事柄は總て其出席人員の半は過ぎて以て可とか否とかを定むるなり若し可と云ひ否と云ふもの同數あるときは議長の決する處は從ふものとす

第四十八條 兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其の院の決議は依り秘密會と爲すことを得

(解)公會とは公けよ開く要求とは求むること秘密とは内所と云ふことなり

(解)貴族衆議の會議と云ふものは公よ開きて誰よでも傍聴を許すことを以て原則とす然し政府の求めありたるるとき又ハ兩院の議決あるときは秘密會議と爲すことを得るものあり

第四十九條 兩議院の各々天皇よ上奏することを得

(解)上奏の奏問なり即ち天子よ申し上るあり

(解)族貴衆議兩院共天皇陛下よ如何の事柄と雖も奏問することを得るあり

第五十條 兩議院の臣民より呈出する請願書と受くることを得

(解)請願とい願ひことあり貴族衆議兩院ハ全國人民より差出す處の願事ハ如何あることと雖も受くる事を得るものとす

第五十一條 兩議院ハ此の憲法及議院法よ掲ぐるものハ外内部の整理ハ必要ある諸規則を定むることを得

(解)整理とい整ふることあり貴族衆議兩院ハ此の憲法又ハ議院法よ定めたるものハ外院内の事務を整理する爲めハ要用なる處の色々の規則を定むることを得るものあり

第五十二條 兩議院の議員の議院に於て發言したる意見及表決は付院外に於て責を負ふこととし但し議員自ら其言論を演説刊行筆記又の其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし

(解)發言の言葉を發すること演説の口頭を以て述ぶること刊行の印行すること表決の決議したること

(解)貴族參議兩院の議員の議院内に於て言ひたる事柄又の決議したることより院外に於て責を負ふこととし故に如何なることを云ふも行政權よりして壓せらるゝこと然れども其事柄を自分より院外に在て演説したり又の刊行したり新聞に投書して公に布きたるときは一般の法律を以て處分せらるゝなり

第五十三條 兩議院の議員の現行犯罪又の内乱外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし

(解)現行犯罪の現行犯の場合又の現行犯の現行犯の現行犯の際に於て發したるものを云ふあり

(解)此の兩院に於て議會開會中の其議員の如何の犯罪あるも其院の承諾なきときは捕ふることを得ざるあり尤も現行犯とか國內の亂とか又の外國戰爭に關係のある犯罪人あるときは議院の承諾なきも之を捕ふることを得るものとす又刑法上の準現行犯も同一に處分せらるべきものとす

第五十四條 國務大臣及政府委員の何時たりとも各議院に出席し及發言することを得

(解)國務大臣の宮内省を除く他の各省の大臣あり政府委員の政府の事務の委任を受けたる官吏なり之れらの人の何時たりとも議會に出席し又の議會に向つて發言することを得るものとす

第四章 國務大臣及樞密顧問

(解)本章に於ての國務大臣と樞密顧問との職務權限を定めたるものあり

第五十五條 國務大臣の天皇を輔弼し其責を任す

凡て法律勅令その他國務に關する詔勅の國務大臣の副署を要す

(解)輔弼の助くると云ふ義なり詔勅のみこととの副署の名を副て記すなり

(解)國務を掌る各省大臣の政治に付きては天皇陛下を輔け其行ひたる事柄に付ては自分の責めを任じて天皇に責を負ひせざるあり故に若國民に對して失策の有るときは其職を辞せざるべからざるあり

第二項 凡て法律を以て發布し又は勅令を以て發布する諸々の規則又は國事を干する天子の命令等の各省大臣の署名を副ふることを要するなり

第五十六條 樞密顧問の樞密院官制の定むる所は依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す

(解)諮詢といふ下問と云ふ如し重要といふ重き肝要の事柄と云ふこと審議といふ審かよ評議することなり

(解)樞密顧問といふ其官制は由て之を定むるあり其職務は天皇陛下の諮詢に應へ最も重き緊要の國事を審かよ議するものなり

第五章 司法

(解)本章は於ても司法權を干することを記するものあり

第五十七條 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成は法律を以て之を定む

(解)司法權とは法律を司る權なり之は天皇の名義を以て法律の定めたる處に由りて裁判所か之を執り行ふなり

第二項 構成は組立あり裁判所の組立は別の法律を以て之を定むるものとする

第五十八條 裁判官の法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず

裁判官の刑法の宣告又は懲戒の處分は由るの外其職を免せらるることなし
懲戒の條規は法律を以て之を定む

(解)裁判官と云ふものは法律の定めたる處の資格を備へたる者非らざれば任ずることを得ざるあり

第二項 裁判官は刑事の犯罪人とありたるるとき又は懲戒令に由り處分せられたるときの外は其職務を免せらるることなきものとする

第三項 懲戒と云ふ規則は別な法律を以て之を定むるあり

第五十九條 裁判の對審判決の之を公開す但し安寧秩序又の風俗を害するの虞あるとき
の法律は依り又の裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

(解)對審との相對して調ぶること風俗の風儀と云ふことなり

(解)裁判の凡て之を公けよするを以て原則とす故に對審でも判決でも社會の安寧秩
序とか風俗とかを害する心配のなきとき公よす尤も之らの心配ありたるとき裁判
所の評議を以て其公開と停むることを得るあり

第六十條 特別裁判所の管轄は屬すべきもの別は法律を以て之を定む

(解)特別々段の裁判所の管轄は從屬すべきもの別は法律規則を以て之を定むるあり

第六十一條 行政官廳の違法處分は由り權利を傷害せられたりとするの訴訟として別は法
律を以て定めたる行政裁判所の裁判は屬すべきもの司法裁判所は於て受理するの限り
は在らず

(解)行政官廳との司法官廳を除きたるを云ふ違法處分との法律は進ひたること傷害との
傷害せられたること

(解)裁判所を除きたる他の官廳は於て法律は進ひたる處分を爲し其れがため權利を傷け
られたるとの訴あるとき其訴の行政裁判所の裁判は從屬すべきものたるとき司法裁
判所は於ての決して受け理めることを得ざるあり

第六章 會計

(解)本章は於ての會計事務に干する一切の之を記定せり會計との國家の勘定あり

第六十二條 新は租税を課し及税率を變更するの法律を以て之を定むべし

但し報償は屬する行政上の手数料及其の他の收納金の前項の限は在らず
國債を起し及豫算は定めたるものを除く外國庫の負擔とあるべき契約を爲すの帝國議會
の協賛を経べし

(解)租税との年貢あり税率との年貢の目安あり新しく年貢を科したり又租税の目安を更
へたるとき別段の法律を以て之を定むるなり

第二項 報償との償ひ報ゆなり收納金との收むる金此租税はあらざる報償の性質ある
行政上の手数料其他之は類する收納金の前の如き法律を以て定めずして別は定むる

なり

第三項 國債その他の國の負債なり國債を起したり又い豫め勘定して定めたる者を除くの外國の負ひ目となるべき約束をなすかどの凡て帝國議會の協議翼賛を経て行ふものとす

第六十三條 現行の租税は更ニ法律を以て之を改めざる限は舊ニ依リ之を徵收す

(解)現行の年費の別ニ法律を以て改良せざるを元の通りニ由て徵收するなり

第六十四條 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし

豫算の款項ニ超過し又い豫算の外ニ生じたる支出あるときニ後日帝國議會の承諾を求むるを要す

(解)國家とは日本中の事あり其國家の年々拂ひ出すもの又年々國庫ニ入るものニ毎年之を豫め定めて帝國議會ニ差出し其協議を経るものとす

第二項 豫め定めたりと雖も其定めたる項目ニ過ぎ越し又は豫め勘定したる外ニ出たる支拂のある時ニ後日帝國議會の承諾を得る事を要するものとす

第六十五條 豫算の前ニ衆議院ニ提出すへし

(解)豫め勘定したるものニ開會前ニ衆議院ニ差出すものとす

第六十六條 皇室經費くわうしつけいの現在の定額ニ依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

(解)皇室との天皇の家なり 天子の家の年々の費用の今定めたる額より年々國庫より拂ひ出し帝國議會の協賛を経るを必用とせざるあり尤も后ち々々ニ増額を要するときニ必ず其増額ニ付て該會議の協賛を経べきものとす

第六十七條 憲法上の大權ニ基つける既定きていの歳出及法律の結果ニ由り又い法律上政府の義務ニ屬する歳出の政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又い削減さくげんすることを得ず

(解)既定とい己ニ定めたる事廢除の廢し除くなり削減とい削り減すなり憲法上の權利ニ依り既ニ定めたる處の年々拂ひ出すもの又い法律のあるニ由り自然ニ生ずる年々の拂ひ出し又い法律上政府の義務として生ずる年々の拂ひものニ政府と意見の合はざる時ニ議會のみよて之を廢し又削ることを得ざるなり

第六十八條 特別の須要^{ツキヨウ}は因り政府の豫め年限を定め繼續費^{けいぞくひ}として帝國議會の協賛を求むるを得

(解)須要との肝心の要用と云ふと繼續費との繼きたす費用を云ふ事何よか別段の要用ありて繼きたす費用の入る時の政府の豫め年限を定め其費用を議會は差出し決議せしむるを得るなり

第六十九條 避く^まへからざる豫算の不足を補ふ爲めは又の豫算の外は生じたる必要の費用は充つる爲は豫備費を設くへし

(解)止を得ず避くるとの出来ざる豫め定めたる不足を補ふ爲めとか又の豫め勘定外は生じたる肝心の入費を充る爲めは豫備費と云ふものを設けざるへからざるなり

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用^{じやう}ある場合は於て内外の情形^{じやうけい}は因り政府の帝國議會を召集すると能はざる時の勅令より財政上必用の所分をあすを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會は提出し其承諾を求むるを得
(解)緊急との緊要急速と云ふと需用との需め用ゆる事あり情形との様子と云ふと公の多

の者其の安全を保たんが爲め肝要急速の入用ある時の内と外との様子に因り政府は於て帝國議會を召集するとの出来ざる場合は 陛下の命令に因り財政上肝要の所分をなすを得るあり

第二項 前の如く帝國議會の決議を経ざる時の次の國會の期日^{きじつ}に於て該會議は差出し承諾を求むるを要するなり何となれば之れ議決を経ざる變則のものなれりなり

第七十一條 帝國議會は於て豫算を議定せず又の豫算成立に至らざる時の政府は前年度の豫算を施行すへし

(解)帝國議會は於て豫算を議定せず又の豫めの勘定の立たざる時の政府は於て其前年^{しんねん}に於て執行したる豫めの勘定より施行するあり之れ止を得ざるあり若し之をせざる時の費用の出どこなれりなり

第七十二條 國家の歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其検査報告と俱^{とも}之を帝國議會に提出すへし

會計検査院の組織及職權の法律を以て之を定む

(解)確定との確かよ定むるなり報告との告げしらせるあり國家の年々拂出するもの年々
収入するもの、決算の會計検査院に於て検査し確よ定めりして政府の其検査したる報
告と共に之を帝國議會に差出すへし

第二項 會計検査院の組立職權の前の法律に於て之を定むるなり

第七章 補則

(解)本章に於ての憲法全体を補ふ處の規則あり

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會
の議に付すべし

此の場合に於て兩議院は各々其の総員三分の二以上出席するよ非らされば議事を開くこ
とを得ず出席議員三分の二以上の多数を得るよ非らされば改正の議決を爲すことを得ず
(解)后ち后ちよ於て此の憲法の箇條項目を改むるの必用があるときい皇帝の命令を以て
議案を帝國會議の議に付するものとす

第二項 前の場合に於ての貴族衆議兩院の議員總体の三分の二以上出席するとおけれ

ば議事を開くこと能はざるあり又其出席員の三分の二以上の多数を得るよ非らされ
ば改正するの議決を爲すことを得ざるなり

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず

皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず

(解)皇室の典範とい天子の家の規則なりこれらの改正は帝國議會の決議を必要とせざる
なり即ち議會を経るよ及ばざるなり

第二項 皇室典範を以ても亦此の憲法を變ずることを得ざるあり

第七十五條 憲法及皇室典範の攝政を置くの間之を變更することを得ず

(解)憲法及皇室典範の攝政と云ふものを置くの間之を改め變ずることを得ざるあり攝
政の出で后ち初めて變更改良するを得るものなり

第七十六條 法律規則命令又の何等の名稱を用いたるよ拘らす此の憲法に矛盾せざる現行
の法令に總て遵由の効力を有す

議出上政府の義務に係る現在の契約又の命令に總て第六十七條の例に依る

(解)矛盾とい抵觸差合と云ふが如し法律規則又ハ命令ハ如何の名稱を用いたるより干せず
此憲法の抵觸せざる限り現今用いたる規則ハ總て遵守する丈の効力あるものとす
第二項 歳々拂ひ出す政府の義務ハ係る只今の約束又ハ命令等ハ總て第六十七條の例
よりて政府の同意なきときハ議會ハ之を廢除したり又ハ削除することを得ざるなり

議院法

第一章 帝國議會の召集成立及開會

- 第一條 帝國議會召集の勅諭ハ集會の期日を定め少くとも四十日前より之を發布すへし
- 第二條 議員ハ召集の勅諭ハ指定したる期日より於て各議院の會堂に集會すへし
- 第三條 衆議院の議長副議長ハ其の院より於て各々三名の候補者を撰舉せしめ其の中より之
を勅任すへし

議長副議長の勅任せらるゝまでの書記官長議長の職務を行ふへし

第四條 各議院ハ抽籤法に依り總議員を數部より分割し毎部より長一名を部員中より於て互撰す

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ議院法ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ貴族院又衆議院成立ノ日ヨ
リ各本法ニ依リ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 伯爵榎本武揚

職 名 職 名

明治二十二年二月十一日

- 陸 軍 大 将 官 野 澤 武 吉
- 文 部 大 臣 大 塚 淳 三
- 海 軍 大 将 官 山 本 富 雄
- 大 藏 大 臣 大 塚 淳 三
- 農 商 大 臣 大 塚 淳 三
- 理 財 大 臣 大 塚 淳 三
- 學 務 大 臣 大 塚 淳 三
- 工 務 大 臣 大 塚 淳 三
- 内 務 大 臣 大 塚 淳 三

凡そ各官は其の職に當りて其の職務を履行すべし

凡そ各官は其の職に當りて其の職務を履行すべし

（し）

第五條 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院に會合せしめ開院式を行ふべし

第六條 前條の場合に於て貴族院議長の議長の職務を行ふべし

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長の各々一員とす

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依る

第九條 衆議院の議長副議長辭職又は其の他の事故に由り闕位となりたるるときは繼任者の任期は仍前任者に依る

第十條 各議院の議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

第十一條 議長は議會閉會の間は於て仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會を臨席し發言することを得但し表決の數は預からず

第十三條 各議院に於て議長故障あるとき、副議長之を代理す

第十四條 各議院に於て議長副議長俱に故障あるとき、假議長を撰擧し議長の職務を行ひしむべし

第十五條 各議院の議長副議長に任期満限に達するも後任者の勅任せらるゝまでの仍其の職務を繼續すべし

第十六條 各議院に書記官長一人書記官數人を置く

書記官長の勅任とし書記官の奏任す

第十七條 書記官長の議長の指揮に依り書記官の事務を提理し公文に署名す

書記官の議事録及其の他の文書案を作り事務を掌理す

書記官の外他の必要ある職員に書記官長之を任す

第十八條 兩議院の經費は國庫より之を支出す

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院の議長の歳費として四千圓副議長に二千圓貴族院の被撰及勅任議員及衆

議院の議員に八百圓を受け別定むる所の規則に従ひ旅費を受く但し召集に應せざる者の歳費を受くることを得ず

議長副議長及議員の歳費を辭することを得ず

官吏として議員たる者は歳費を受くることを得ず

第二十五條の場合に於て、第一項歳費の外議院の定むる所に依り一日五圓より多からざる手當を受く

第四章 委員

第二十條 各議院の委員に全院議員常任委員及特別委員の三類とす

全院委員の議院の全員を以て委員と爲すものとす

常任委員の事務の必要に依り之を數科に分割し負擔の事件を審査する爲に各部に於て同數の委員を總議員中より撰擧し一會期中其の任に在るものとす

特別委員の一事件を審査する爲に議院の撰擧を以て特に付託を受くるものとす

第二十一條 全院委員長に一會期ごとく開會の始に於て之を撰擧す

常任委員長及特別委員長の各委員會に於て之を互撰す

第二十二條 全院委員會の議院三分の一以上常任委員會及特別委員會の其の委員半数以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

第二十三條 常任委員會及特別委員會の議員の外傍聴を禁ず但し委員會の決議に由り議員の傍聴を禁ずることを得

第二十四條 各委員長の委員會の経過及結果を議院に報告すべし

第二十五條 各議院の政府の要求に依り又其の同意を経て議會閉會の間委員をして議案の審査を繼續せしむることを得

第五章 會議

第二十六條 各議院の議長の議事日程を定めて之を議院に報告す

議事日程の政府より提出したる議案を先すべし但し他の議事緊急の場合に於て政府の同意を得たるるときは此の限に在らず

第二十七條 法律の議案の三讀會を経て之を議決すべし但し政府の要求若し議員十人以上

の要求に由り議院に於て出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときは三讀會の順序を省略することを得

第二十八條 政府より提出したる議案の委員の審査を経ずして之を議決することを得ず但し緊急の場合に於て政府の要求に由るものに此の限に在らず

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議に於て議案に對し修正の動議を發するもの二十人以上の賛成あるに非ざれば議事を爲すことを得ず

第三十條 政府の何時たりとも既に提出したる議案を修正し又撤回することを得

第三十一條 凡て議案の最後議決したる議院の議長より國務大臣を経由して之を奏上すべし

但し兩議院の一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決したるときは第五十四條第二項の規定に依る

第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるるもの次の會期まで公布せらるべし

第六章 停會閉會

四十四

第三十三條 政府の何時たりとも十五日以内、於て議院の停會を命ずることを得

議院停會の後再び開會したるときは前會の議事を繼續すべし

第三十四條 衆議院の解散、依り貴族院に停會を命じたる場合は、於て前條第二項の例に依らず

第三十五條 帝國議會閉會の場合、於て議案建議請願の議決に至らざるもの、後會に繼續せず、但し第二十五條の場合、於て此の限に在らず

第三十六條 閉會の勅命より兩議院合會に於て之を舉行すべし

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院の會議に左の場合、於て公開を停むることを得

- 一 議長又は議員十人以上の發議より議院之を可決したるとき
- 二 政府より要求を受けたるとき

第三十八條 議長又は議員十人以上より秘密會議を發議したる時の議長は直に傍聽人を退

去せしめ討論と用ゆるして可否の決を取るべし

第三十九條 秘密會議の刊行することを許さず

第八章 豫算案の議定

第四十條 政府より豫算案を衆議院に提出したるときは豫算委員の其の院に於て受取りたる日より十五日以内、審査を終り議院に報告すべし

第四十一條 豫算案に就き議院の會議に於て修正の動議を發するもの、三十人以上の賛成あるは非されの議題と爲すことを得ず

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言の何時たりとも之を許すべし、但し之が爲る議員の演説を中止せしむることを得ず

第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員の何時たりとも委員會に出席し意見を述べることを得

第四十四條 委員會の議長を經由して政府委員の説明を求むることを得

四十五

第四十五條 國務大臣及政府委員の議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數は預か
らず

第四十六條 常任委員會又は特別委員會を開くとき毎會委員長より其の主任の國務大臣
及政府委員を報知すべし

第四十七條 議事日程及議事に関する報告の議員を分配すると同時之を國務大臣及政府委
員を送付すべし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さむとするとき三十人以上の賛成者ある
を要す

質問の簡明なる主意書を作り賛成者と共に連署して之を議長に提出すべし

第四十九條 質問主意書の議長之を政府に轉送し國務大臣の直に答辨を爲し又は答辨すへ
き期日を定め若答辨を爲さるとき其の理由を示明すべし

第五十條 國務大臣の答辨を得又の答辨を得ざるべき質問の事件に付議員の建議の動

議を爲すことを得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏せむとするとき其の文書を奉呈し又の議長を以て總代とし請見を請
ひ之を奉呈することを得

各議院の建議の文書を以て政府に呈出すべし

第五十二條 各議院に於て上奏又の建議の動議に三十人以上の賛成あるを非されの議題と
爲すことを得す

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算を除く外政府の議案を付するに兩議院の内何れを先にするも便宜に依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し又の修正して議決したるとき乙議院に之
を移すべし乙議院に於て甲議院の議決に同意し又の否決したるとき之を奏上すると同
時甲議院に通知すべし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるとき之を甲議院に通知すべし

第五十五條 乙議院は於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるときは之を甲議院に回付すへし甲議院は於て乙議院の修正に同意したるときは之を奏上すると同時に乙議院に通知すへし若之に同意せざるときは兩院協議會を開くことを求むへし

甲議院より協議會を開くことを求むるときは乙議院に之を拒むことを得ず

第五十六條 兩院協議會の兩議院より各、十人以下同数の委員を撰舉し會同せしむ委員の協議案成立するときの議案を政府より受取り又提出したる甲議院は於て先づ之を決し次に乙議院に移すへし

協議會は於て成立したる成案に對しては更に修正の動議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長の何時たりとも兩院協議會は出席して意見を述べることを得

第五十八條 兩院協議會の傍聴を許さず

第五十九條 兩院協議會は於て可否の決を取るの無名投票を用ひ可決同數あるときは議長の議する所に依る

第六十條 兩院協議會の議長は兩議院協議委員は於て各々一員を互撰し毎會更代して席に當らしむへし其の初會は於ける議長の抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規程は其の協議に依り之を定むへし

第十三章 請願

第六十二條 各議院は呈出する人民の請願書の議員の紹介に依り議院之を受取るへし

第六十三條 請願書の各議院は於て請願委員を付し之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程に合はずと認むるときは議長の紹介の議員を経て之を却下すへし

第六十四條 請願委員の請願文書表を作り其の要領を録し毎週一回議院に報告すへし

請願委員特別の報告に依れる要求又は議員三十人以上の要求あるときは各議院に其の請願事件を會議し付すへし

第六十五條 各議院は於て請願の採擇すべきことを議決したるときは意見書を附し其の請願書を政府に送付し事宜に依り報告を求むることを得

第六十六條 法律は依り法人と認められたる者を除く外總代の名義を以てする請願の各議院之を受くることを得ず

第六十七條 各議院の憲法を變更するの請願を受くることを得ず

第六十八條 請願書の總て哀願の體式を用うべし若請願の名義は依らず若し其の體式は違ふもの各議院之を受くることを得ず

第六十九條 請願書よして皇室に對し不敬の語を用ひ政府又の議院に對し侮辱の語を用ひるもの各議院之を受くることを得ず

第七十條 各議院の司法及行政裁判に干預するの請願を受くることを得ず

第七十一條 各議院の各別は請願を受け互に相干預せず

第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二條 各議院の人民に對て告示を發することを得ず

第七十三條 各議院の審査の爲は人民を召喚し及議員を派出することを得ず

第七十四條 各議院より審査の爲は政府に對て必要な報告又の文書を求むるときは政府

の秘密に渉るものを除く外其の求む應すべし

第七十五條 各議院の國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に對て照會往復することを得ず

第十五章 退職及議員資格の異議

第七十六條 衆議院の議員として貴族院議員に任せられ又は法律に依り議員たることを得ざる職務に任せられたるときは退職者とす

第七十七條 衆議院の議員として撰擧法に記載したる被撰の資格を失ひたるるときは退職者とす

第七十八條 衆議院に於て議員の資格に付異議を生じたるるときは特設委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すべし

第七十九條 裁判所に於て當撰訴訟の裁判手續を爲したるもの衆議院に於て同一事件に付審査することを得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるゝに至るまでの議院に於て位列及發言の

權を失ひす但し自身の資格審査に關る會議に對しては辯明することを得るも其の表決に預かることを得ず

第十六章 請假辭職及補闕

第八十一條 各議員の議長の一週間を超へざる議員の請假を許可することを得其の一週間を超ゆるもの議院に於て之を許可す期限なきもの之を許可することを得ず

第八十二條 各議院の議員の正當の理由を以て議長に届出ずして會議又ハ委員會に闕席することを得ず

第八十三條 衆議院の議員の辭職を許可することを得

第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員に闕員を生じたるもの議長より内務大臣に通牒し補闕撰舉を求むへし

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せむか爲内部警察の權に此の法律及各議院に於て定むる所の規則に従ひ議長之を施行す

第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏に政府之を派出し議長の指揮を受けしむ

第八十七條 會議中議員此の法律若ハ議事規則に違ひ其の他議場の秩序を紊るとき議長之を警戒し又ハ制止し又ハ發言を取消せしむ命に従はるとき議長の當日の會議を終るまで發言を禁止し又ハ議場の外に退去せしむることを得

第八十八條 議場騷擾を以て整理し難きとき議長の當日の會議を中止し又ハ之を閉つることを得

第八十九條 傍聽人議場の妨害を爲す者あるとき議長の之を退場せしめ必要な場合に於て之を警察官聽に引渡さしむることを得

傍聽席騷擾なるとき議長の總ての傍聽人を退場せしむることを得

第九十條 議場の秩序を紊る者あるとき國務大臣政府委員及議員の議長の注意を喚起することを得

第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言語論說を爲すことを得ず

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ゆることを得ず及他人の身上に涉り言論すること

を得ず

第九十三條 議院又ハ委員會ヨ於テ誹毀侮辱を被リタル議員ハ之を議院ヨ訴ヘテ處分を求むヘシ私ハ相報復することを得ず

第十八章 懲罰

第九十四條 各議員ハ其の議員ヨ對シ懲罰の權を有す

第九十五條 各議院ヨ於テ懲罰事犯を審査する爲メ懲罰委員を設ク

懲罰事犯あるときハ議長ハ先ツ之を委員ヨ付シ審査せしめ議院の議を経て之を宣告す

各委員會又ハ各部ヨ於テ懲罰事犯あるときハ委員長又ハ部長ハ之を議長ヨ報告シ處分を

求むヘシ

第九十六條 懲罰ハ左の如シ

- 一 公開したる議場ヨ於テ譴責す
- 二 公開したる諸場ヨ於テ適當の謝辭と表せしむ
- 三 一定の時間出席を停止す

四 除名

衆議院ヨ於テ除名の出席議員三分の二以上の多數を以て之を決すヘシ

第九十七條 衆議員ハ除名の議員再選ヨ當る者を拒むことを得ず

第九十八條 議員ハ二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得

懲罰の動議ハ事犯ありシ後三日以内メ之を爲すヘシ

第九十九條 議員正當の理由なくシテ勅諭メ指定したる期日後一週間内ヨ召集メ應せざる

ヨ由リ又ハ正當の理由なくシテ會議又ハ委員會メ闕席するヨ由リ若ハ請假の期限を過ぎ

たるヨ由リ議長ヨ特メ招狀を發シ其の招狀を受けたる後一週間内メ仍故なく出席せざ

る者ハ貴族院ヨ於テハ其の出席を停止シ上奏シテ勅裁を請ふべく衆議院ヨ於テハ之を除

名すべシ

衆議院議員選舉法

第一章 撰舉區畫

第一條 衆議院の議員ハ各府縣の撰舉區ニ於テ之を撰舉セシム其の撰舉區及各撰舉區ニ於テ撰舉スヘキ定員ハ此の法律の附録を以テ之を定ム

第二條 府縣知事ハ其の府縣の撰舉區の撰舉を監督ス

一撰舉區の撰舉ハ郡長又ハ市長其の撰舉長トナリ之ヲ管理ス

第三條 一撰舉區ニシテ數郡市ニ涉ルトキハ府縣知事ハ其の郡長又ハ市長の一人を命ジ撰舉長トらしムヘシ

第四條 一市の域内ニ於テ數撰舉區あるトキハ府縣知事ハ區長をして其の撰舉長トらしムヘシ

第五條 撰舉ニ關ル費用ハ地方税を以テ支辨スヘシ

第二章 撰舉人の資格

第六條 撰舉人ハ左の資格を備ふることを要ス

第一 日本臣民の男子ニシテ年齢滿二十五歳以上の者

第二 撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内ニ於テ本籍を定め住居シ仍引

朕臨御の間ハ詔命ヲ經テ衆議院議員選舉法及附録ニ裁可シ之ヲ公布シシテ之ヲ施行スルコトヲ命ジ

御名 御璽

明治三十三年三月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 野田 廣
- 外務大臣 伯爵 伊藤 博文
- 海軍大臣 伯爵 西郷 從道
- 農商務大臣 伯爵 井上 馨
- 司法大臣 伯爵 山田 厚齋
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵 松方 正義
- 陸軍大臣 伯爵 大山 巖
- 文部大臣 伯爵 手塚 有造
- 逓信大臣 伯爵 千原 保次郎

第一條 衆議院の議員ハ各府縣の撰舉區ニ於テ之を撰舉セシム其の撰舉區及各撰舉區ニ於テ撰舉スヘキ定員ハ此の法律の附録を以テ之を定ム

第二條 府縣知事ハ其の府縣の撰舉區の撰舉を監督ス

一 撰舉區の撰舉ハ郡長又ハ市長其の撰舉長トナリ之ヲ管理ス

第三條 一 撰舉區ニ於テ敷郡市ニ涉ルときハ府縣知事ハ其の郡長又ハ市長の一人を命ジ撰舉長トラシムヘシ

第四條 一 市の域内ニ於テ數撰舉區あるときハ府縣知事ハ區長をして其の撰舉長トラシムヘシ

第五條 撰舉ニ關ル費用ハ地方税を以テ支辨スヘシ

第二章 撰舉人の資格

第六條 撰舉人ハ左の資格を備ふることを要ス

第一 日本臣民の男子ニシテ年齢滿二十五歳以上の者

第二 撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内ニ於テ本籍を定め住居シ（居住スル所）

朕親密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員選舉法及附録ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ帝國議會ヲ召集スルノ年ヨリ本法ニ依リ撰舉ヲ施行セシムヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 子爵森有禮
- 遞信大臣 子爵榎本武揚

續き住居する者

第三 撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内よ於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者

但し所得稅よ付てい人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者よ限る

第七條 家督よ由り財產を相續したる者い其の財產よ付前財產主の納稅額を以て其の納稅資格よ算入す

第三章 被撰人の資格

第八條 被撰人たることを得る者い日本臣民の男子滿三十歲以上よまて撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の撰舉府縣内よ於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるへし

但し所得稅よ付てい人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者よ限る

第九條 宮内官裁判官會計検査官收税官及警察官の被選人たることを得ず

前項の外の官吏の其の職務に妨げざる限り議員と相兼ねることを得

第十條 府縣及郡の官吏の其の管轄区域内に於て被選人たることを得ず

第十一條 撰擧の管理に關係する市町村の吏員の其の撰擧區に於て被選人たることを得ず

第十二條 神官及諸宗の僧侶又の教師の被選人たることを得ず

第十三條 府縣會の議員として衆議院の議員に撰擧せられ當撰を承諾したるときに其の前職を辭すべきものとす

第四章 撰擧人及被選人に通ずる規定

第十四條 左の項の一に觸るゝ者の撰擧人及被選人たることを得ず

- 一 瘋癲白癡の者
- 二 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者
- 三 公權を剝奪せられたる者又の停止中の者
- 四 禁錮の刑に處せられ満期の後又の赦免の後滿三年を経ざる者

五 舊法に依り一年以上の懲役若の國事犯禁獄の刑に處せられ満期の後又の赦免の後滿三年を経ざる者

六 賭博犯に由り處刑を受け満期の後又の赦免の後滿三年を経ざる者

七 撰擧に關する犯罪に由り撰擧權及被選權の停止中の者

第十五條 陸海軍軍人の現役中撰擧權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず其の休職停職に在る者亦同じ

第十六條 華族の當主の衆議員議員の撰擧人及被選人たることを得ず

第十七條 刑事の訴を受け拘留又の保釋中に在る者の其の裁判確定に至るまで撰擧權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 撰擧人名簿

第十八條 撰擧長の毎年四月一日を期とし各町村長をして一の投票區域内に於て撰擧資格を有する者を調査し人名簿二本を調製し同月二十日まで其の一本を差出さしむべし撰擧人名簿の撰擧人の姓名官位職業身分住所生年月納むる所の直接國税の總額并に納税

地を記載すへし

六十

第十九條 市は於て左の方法に依り撰舉人名簿を調製すへし

第一 一市又ハ市内の一區を以て一撰舉區と爲したる場合ハ於てハ撰舉長其の人名簿を調製すへし

第二 市内ある數區と合して一選舉區と爲したる場合ハ於てハ各區長をして其の區内の人名簿を調製し選舉長ハ差出さしむへし

第三 郡市を合して一選舉區と爲したる場合ハ於て郡長其の選舉長とありたるべき市長をして其の人名簿を調製し之を差出さしむへし

第四 第三の場合ハ於て市長其の選舉長とありたるべき市長其の市内の人名簿を調製すへし

第二十條 選舉人其の住居する投票區域の外ハ於て直接國税を納むるときハ納税地の町村長又ハ市長若ハ區長の證狀を得て選舉人名簿調製の期日までに其の投票を管理する町村長又ハ市長若ハ區長ハ差出すへし

第二十一條 選舉長ハ各町村長又ハ市長若ハ區長より差出したる選舉人名簿を合し一選舉區を以て一冊とし選舉管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所ハ備置き其の副本を府縣知事ハ送致すへし

第二十二條 選舉長ハ毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其の選舉管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所ハ於て縦覽せしむへし

第二十三條 凡て撰舉資格ある者撰舉人名簿ハ於て人名の脱漏又ハ誤載あることハ發見したるときハ其理由書及證憑を具へて縦覽期限内ハ選舉長ハ申立て其の改正を求むることを得

縦覽期限を經過したる後前項の申立を爲すも其の効なし

第二十四條 選舉長ハ於て脱漏の申立を受けたるときハ其の理由及證憑を審査し申立を受けたる日より二十日以内ハ之を判定すべし若其の申立を以て正當なりと判定したるときハ直ハ其の人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又ハ市長若ハ區長ハ通知し併せて選舉區内ハ告示すべし

六十一

第二十五條 選舉長は於て誤載の申立を受けたるときは其の理由及證據を審査し必要ある場合に於ては申立人又は被告人を召喚審問し申立を受けたる日より二十日以内之を判定すべし若誤載なりと判定したるときは直之を削除し其の由を被告人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選舉區内を告示すべし

第二十六條 申立人又は被告人は於て選舉長の判定を服せるときは選舉長を被告と爲し判定の日より七日以内は始審裁判所に出訴することを得

第二十七條 始審裁判所は於て前條の訴訟を受取りたるときは他の訴訟の順序は拘らず速に其の裁判を爲すべし

第二十八條 前條に於ける始審裁判所の裁判の控訴することを許さず但し大審院に上告することを得

第二十九條 選舉人名簿は六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の日まで之を据置くべし但し裁判言渡書に依り改正すべきものの選舉長は於て其の言渡書を受取りたる時より二十四時内之を改正し其の由を申立人又は被告人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選舉區内を告示すべし

第六章 選舉の期日及投票所

第三十條 選舉の投票は通常七月一日之を行ふ但し衆議院解散を命ぜられたるときは勅令を以て臨時選舉の期日を定め少くとも三十日以前公布すべし

第三十一條 投票所の町村役場又は町村長の指定したる場所は於て之を設け町村長之を管理す

第三十二條 一町村に於て選舉人少數にして一の投票所を設くるに足らざるときは數町村を合併することを得

此の場合に於ては郡長の府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並に投票所管理の町村長を指定すべし

第三十三條 町村長の其の管理する投票區域内は於ける選舉人中より立會人二名以上五名以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前之を本人に通知し選舉の當日投票所ニ參會せしむるべし

立會人の正當の事故を以て其の職を辭することを得ず

第七章 投票

第三十四條 投票の午前七時より始め午後六時を終る

第三十五條 投票函の二重の蓋を造り二種の鑰を設け其の一は町村長之を管守し其の一は立會人之を管守すべし

第三十六條 町村長の投票の初は當り立會人と共に參會したる撰舉人の面前に於て投票函を開き其の空虚であることを示すべし

第三十七條 撰舉人の撰舉の當日本人自ら投票所に至り撰舉人名簿の對照を経て投票すべし

第三十八條 投票用紙の各府縣各々一定の式を用ひ選舉の當日投票所より於て町村長より之を各撰舉人に交附すべし

撰舉人の投票所より於て投票用紙に被選人の姓名を記載し次は自己の姓名住所を記載して捺印すべし

第二十九條 撰舉人として文字を書すること能はざる由を申立つるときは町村長の吏員をして代書せしめ之を本人より讀み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十條 二人以上の議員を選舉すべき選舉區に於ては連名投票を用うべし

第四十一條 撰舉人名簿に記載せられたる者の外投票することを得ず但し撰舉人名簿に記載せらるべき裁判言渡書を所持し選舉の當日投票所に至る者あるときは町村長の投票用紙を交附し投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十二條 投票終るの時期に至りたるときは町村長の其の由を告げ投票函を閉鎖すべし

第四十三條 町村長の投票明細書を作り投票に關する一切の事項を記載し立會人と共に署名すべし

第四十四條 町村長一名又は數名の立會人と共に投票の翌日投票函及投票明細書を併せて選舉管理の郡役所又は市役所若しくは區役所に送致すべし

第四十五條 一撰舉區内にある島嶼にして前條の期限内に投票函を送致すること能はざる

情況あるとき府縣知事の人名簿確定の日より選挙の期日までの間、於て適宜其の投票の期日を定め選挙會の期日まで其の投票函を送致せしむることを得

第八章 選挙會

第四十六條 選挙會の選挙管理の郡役所又ハ市役所若クハ區役所、於て之を開ク

第四十七條 選挙長の各投票所より參會したる立會人の中より抽籤を以て選挙委員三名以上七名以下を定むべし

第四十八條 選挙長の投票函送達の日選挙委員立會の上各投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すべし若投票と投票人との總數ハ差異ト生したるとき其の由を選挙明細書に記載すべし

第四十九條 總數の計算を終りたるとき選挙長の選挙委員と共に投票を點檢すべし

第五十條 各選挙區の選挙人の選挙會に參觀を求むることを得

第五十一條 左に掲ぐる投票ハ無効トす

一 選挙人名簿に記載なき者の投票但し裁判言渡書を所持したるハ依り投票したる者の

此の限ハ在ラズ

二 成規の用紙を用ゐざるもの

三 撰舉人自己の姓名を記載せざるもの

四 資格なき被選人の姓名を記載するもの但し連名投票ハ列記する人員中資格ある者ハ付て其の効あるものトす

五 誤字又ハ汚染塗抹毀損ハ依り記載する所の選挙人又ハ被選人の姓名を認知すへからざるもの但し通常の假名字を用ゐる又ハ誤字ハ係るも明其の姓名を認知することを得るものハ此の限ハ在ラズ

六 第三十八條第二項に規定したる外他の文字を記載したるもの但し被選人の指名を誤らざる爲其の官位職業身分住所を附記し又ハ敬稱を用ゐたるものハ此の限ハ在ラズ

第五十二條 投票効力の有無ハ付疑義あるとき選挙委員の意見を聞き選挙長之を決定す此の決定に對しては選挙會場ハ於て異議を申立つることと得ず

第五十三條 無効の投票の抹線ちりせんを加へ其の由を撰舉明細書に記載し一箇年間保存し期限を經過したる後之を燒棄やきすつへし

第五十四條 一投票よして其の選舉すべき定員より多き被撰人の姓名を記載したるときは其の定員を超えたる人名を末尾まつひより除却ちりきりすへし

連名投票よして其の選舉すべき定員不足らざるときは現に記載したる者のみを計算すへし但し一人の姓名を複記ふくきしたる者一人として之を計算すへし

第五十五條 投票の六十日間郡役所又ハ市役所若ハ區役所よ保存し期限を經過したる後之を燒棄やきすつへし

第五十六條 選舉に關り訴訟又ハ告訴告發あるときハ第五十三條第五十五條の期限を經過するも裁判確定よ至るまで其の投票を保存すへし

第五十七條 選舉長の撰舉明細書を作り撰舉點檢せんきょてんけんに關る一切の事項を記載し撰舉委員と共に署名し之を保存ほぞんすへし

第九章 當選人

第五十八條 投票總數の最多數を得たる者の之を當選人とす

投票同數なるときハ生年月の長者を以て當選人とす同年月なる時ハ抽籤ちうせんを以て之を定むへし

第五十九條 當選人定まりたるときハ選舉長の直ニ其の姓名及投票の數を府縣知事よ届出へし

第六十條 府縣知事前條の届出を受けたるときハ各當選人よ通知し其の姓名を管内よ告示すへし

第六十一條 當選人當選の通知を受けたる時ハ其の當選を承諾するや否を府縣知事よ届出へし

第六十二條 一人よして數選舉區の當選人とありたる者當選の通知を受けたるときハ何れの選舉區の當選を承諾する旨を府縣知事よ届出へし

第六十三條 當選人其の府縣内よ在る者ハ十日以内其の府縣外よ在る者ハ二十日以内當選承諾の届出を爲さしむるときハ其の當選とうせんを辭したるものと見做すへし

第六十四條 當選人として其の當選を辭し又其の期限内に其の當選の承諾を届出さるときに府縣知事の選舉の期日を定め其の選舉長を命じ再び選舉を行はしむべし但し第五十八條第二項の場合に於て抽籤に依り當選を得たる者其の當選を辭し又其の承諾を届出さるときに抽籤に依り當選を失ひたる者を以て當選人と定むべし

第六十五條 各選舉區の當選人確定したるときに府縣知事の當選證書を付與し及管内に告示し並に當選人の資格を録して内務大臣に具申すべし

第十章 議員の任期及補闕選舉

第六十六條 議員の任期は四箇年とす但し任期を終りたる後仍選舉に應ずることを得

第六十七條 議員の闕員あるより内務大臣より補闕選舉を開くべき旨を命ぜられたるときに府縣知事其の命を受けたる日より二十日以内は闕員の選舉區に限り臨時選舉を行ひ補闕議員を選舉せしむべし

第六十八條 補闕議員の任期は前議員の任期に依る

第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理の町村長の投票所の秩序を保持し必要なる場合に於ては警察官吏の處分を付することを得

第七十條 凡て武器又ハ兇器を携帯する者の投票所に入ることと許さず

第七十一條 選舉人は非ざる者の投票所に入ることと許さず

第七十二條 投票所に於ては一切の演説討論及喧嘩を涉り又ハ他人の投票を勸誘することを禁ず

第七十三條 投票所に於て秩序を紊る者あるとき町村長の之を警戒し其の命に従はるときに之を投票所の外に退出せしむべし

第七十四條 投票所の外に退出せしめたる者の犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲に再び投票所の内に入ることを得

第七十五條 投票所に參會したる選舉人として刑法又ハ此の法律の罰則を犯したる者の投票することを禁じ其の姓名事由を投票明細書に記載すべし

第七十六條 票投に關する異議の申立は付町村長の決定に對しては投票所に於て不服を申立

つることを得ず

七十二

第七十七條 選舉管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所ハ於て選舉會の參觀を求むる者の総て第六十九條より第七十三條に至るまでの例ニ照シ選舉長之を處分すべし

第十二章 當選訟訴

第七十八條 各選舉區ハ於て當選を失ひたる者當選人の當選を無効とするの理由ありと認むるときハ當選人を被告とし第六十五條ハ掲げたる當選人の姓名告示の日より三十日以内ハ控訴院ハ出訴することを得

其の期限を経過したる後出訴するも其の効なし

第七十九條 原告人ハ訴訟狀と共に保証金として金三百圓又ハ之ハ相當する公債証書を控訴院書記局ハ預置くべし

第八十條 原告人敗訴の場合ハ於て裁判言渡の日より七日以内ハ一切の裁判費用を納完せざるときハ保証金より之を控除シ仍足らざるときハ之を追徴すべし

第八十一條 同一の當選人ハ對シ二人以上の原告人訴訟を爲したるときハ控訴院ハ一の裁判

言渡書を以て各訴訟人ハ宣告することを得

第八十二條 審判中衆議院解散の命あるときハ控訴院ハ其の訴訟を棄却すべし

第八十三條 原告人訴訟を願下くるときハ同時ハ其の由を新聞紙又ハ其の他の方法を以て公告すべし

第八十四條 控訴院ハ當選訟訴を審判するハ當リ本訴ハ關係する刑法又ハ此の法律の犯罪者ハ對シ直ハ處刑の言渡を爲すことを得但シ此の場合ハ於てハ檢察官をして立會ハ之ハへし

當選訟訴ハ關係せざる場合ハ於ける此の法律の犯罪者ハ所轄刑事裁判所ハ於て之を裁判す

第八十五條 控訴院ハ於て當選訟訴を判定したるときハ其の裁判言渡書の謄本を内務大臣ハ送付すへし若衆議院開會するときハ併せて之を議長ハ送付すへし

第八十六條 當選訟訴ハ付控訴院の裁判ハ對してハ大審院ハ上告することを得

第八十七條 訴訟の目的たる當選人ハ其の裁判確定ハ至るまで衆議院ハ列席するの權を失

七十三

す

第八十八條 當選訴訟は付本章の規定したるもの、外總て普通の訴訟手續に依る

第十三章 罰則

第八十九條 納税額年齢住所及其他選舉資格に必要なる事項を詐稱し選舉人名簿に記載せられたる者の四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第九十條 投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て直接又は間接に金錢物品手形若し公私の職務を選舉人に授與し又は授與することを約束したる者の五十圓以上五十圓以下の罰金に處す
其の授與又は約束を受けたる者亦同じ。

第九十一條 直接又は間接に金錢物品手形若し公私の職務を選舉人に授與し又は授與することを約束して投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者の刑法第二百三十四條の例を以て論ず
其の授與又は約束を受け投票を爲し又は投票を爲さざる者亦同じ

第九十二條 投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て選舉人に暴行を加へたる者の一月以上六月以下の輕禁錮に處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十三條 選舉人に暴行を加へて投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者の三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第九十四條 選舉人を強逼し又は投票所若し選舉會場を騷擾し又は投票函を扣留毀滅若し劫奪するの目的を以て多衆を嘯聚したる者の六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て嘯聚し應じ勢を助けたる者の十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三十圓以上三十圓以下の罰金を附加す
犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各本刑に一等を加ふ

第九十五條 選舉の際管理者又は立會人に暴行を加へ又は暴行を以て投票所若し選舉會場

を騒擾し又ハ投票函を扣留毀壞若ハ劫奪したる者の四月以上四年以下の輕禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又ハ兇器を携帯したるときハ各本刑ニ一等を加ふ

第九十六條 多衆を嘯聚して前條の罪ヲ犯したる者の重禁獄ニ處す

其の情を知て嘯聚ニ應シ勢を助けたる者の二年以上五年以下の輕禁錮ニ處す

犯罪者戎器又ハ兇器を携帯したるときハ各本刑ニ一等を加ふ

第九十七條

演説又ハ新聞紙若ハ其の他の文書を以て人を教唆し前三條の罪を犯さしめたる者の刑法第五條の例ニ依る其の教唆の効なき者も仍本刑ニ二等又ハ三等を減シ處斷す

第九十八條 戎器又ハ兇器を携帯して投票所若ハ選舉會場ニ入りたる者の三圓以上三十圓以下の罰金ニ處す

第九十九條 當選人ニ於て第八十九條より第九十八條ニ至るまでの刑ニ處せられたるときハ其の當選ハ無効トす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條ニ依り選舉人たることを得ざる者投票を爲したるときハ四圓以上四十圓以下の罰金ニ處す

第一百一條 前數條の罪を犯シ禁錮以上の刑ニ處せられ又ハ再ハ罰金の刑ニ處せられたる者の三年以上七年以下選舉權及被選舉權を停止す

第一百二條 立會人正當の事故なくして此の法律ニ規定したる義務を缺くときハ五圓以上五十圓以下の罰金ニ處す

第一百三條 本章ニ規定したる罰則の外刑法ニ正條あるものハ各、其の條ニ依り重きニ從テ處斷す

第一百四條 凡テ選舉ニ關する犯罪ハ六箇月を以テ期滿免除トす

第一百五條 此の罰則ハ第十一章の各條ト共ニ投票所及選舉會ニ貼示すヘシ

第十四章 補則

第一百六條 市ニ於てハ一市ハ一の投票所を設け此の法律ニ規定したる投票及選舉の管理ハ市長兼て之を掌るヘシ

七十七

第四條の場合に於ての一選舉區より一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理の區長兼て之を掌るべし

第七條 前條の場合に於ての市長又の區長其の管理する選舉區内に於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前之を本人に通知し選舉の當日選舉管理の市役所又の區役所より參會せしむべし

立會人の投票は立會ひ併せて投票を點檢すべし

此の場合に於ける選舉明細書の併せて投票の事項を記載すべし

第八條 島司と置く地方に於て此の法律に規定したる選舉長の職務は島司之を掌るべし

第九條 町村制を施行せざる町村に於て此の法律に規定したる町村長の職務は戸長之を掌るべし

第十條 撰舉人名簿調製の初年より限り所得税法施行以來第六條第八條に規定したる納税額を引續き納完了したる者の其の納税資格の期限に充つるものと見做すべし

第十一條 北海道沖繩縣及小笠原島に於て將來一般の地方制度を進行するの時に至るまで此の法律を施行せず

衆議院議員撰舉法附録

東京府

議員總數十二人

第一區(麹町區麻布區赤坂區)一人 第二區(芝區)一人 第三區(京橋區)一人 第四區(日本橋區)一人 第五區(本所區深川區)一人 第六區(淺草區)一人 第七區(神田區)一人 第八區(下谷區本郷區)一人 第九區(小石川區牛込區四谷區)一人 第十區(東多摩郡南豐島郡北豐島郡)一人 第十一區(南足立郡南葛飾郡)一人 第十二區(荏原郡伊豆七島)一人

京都府

議員總數七人

第一區(上京區)一人 第二區(下京區)一人 第三區(愛宕郡葛野郡乙訓郡紀伊郡)一人 第四區(宇治郡久世郡相樂郡綴喜郡)一人 第五區(南桑田郡北桑田郡船井郡天田郡何鹿郡)二人 第六區(加佐郡與謝郡中郡竹野郡熊野郡)一人

大阪府

議員總數十八人

第一區(西區)一人 第二區(東區北區)一人 第三區(南區)一人 第四區(西成郡東成郡住吉郡)二人 第五區(鳴上郡島下郡豐島郡能勢郡)一人 第六區(茨田郡交野郡讚良郡河内郡若江郡高安郡)一人 第七區(石川郡八上郡古市郡安宿郡錦郡丹南郡志紀郡丹北郡大縣郡澁川郡)一人 第八區(堺區大島郡泉郡)一人 第九區(南郡日根郡)一人

神奈川縣

議員總數七人

第一區(橫濱區)一人●第二區(久良岐郡檮樹郡都筑郡)一人●第三區(南多摩郡西多摩郡北多摩郡)二人●第四區(三浦郡鎌倉郡)一人●第五區(高座郡愛甲郡津久井郡)一人●第六區(大住郡洵綾郡足柄上郡足柄下郡)一人

兵庫縣

議員總數十二人

第一區(神戸區)一人●第二區(武庫郡菟原郡川邊郡有馬郡)一人●第三區(多紀郡水上郡)一人●第四區(八部郡明石郡美嚮郡)一人●第五區(加古郡印南郡)一人●第六區(加東郡多可郡加西郡)一人●第七區(飾東郡飾西郡神東郡神西郡)一人●第八區(揖東郡揖西郡赤穂郡佐用郡六栗郡)二人●第九區(城崎郡美含郡氣多郡出石郡七美郡二方郡養父郡朝來郡)二人●第十區(津名郡三原郡)一人

長崎縣

議員總數七人

第一區(長崎區西彼杵郡)二人●第二區(東彼杵郡北高來郡)一人●第三區(南高來郡)一人●第四區(北松浦郡壹岐郡石田郡)一人●第五區(南松浦郡)一人●第六區(上縣郡下縣郡)一人

新潟縣

議員總數十三人

第一區(新潟區西蒲原郡)一人●第二區(北蒲原郡東蒲原郡巖船郡)二人●第三區(中蒲原郡)一人●第四區(南蒲原郡)一人●第五區(古志郡三島郡)二人●第六區(刈羽郡)一人●第七區(北魚沼郡南魚沼郡中魚沼郡東頸城郡)二人●第八區(中頸城郡西頸城郡)二人●第九區(雜太郡加茂郡羽茂郡)一人

埼玉縣

議員總數八人

第一區(北足立郡新座郡)一人●第二區(入間郡高麗郡橫見郡比企郡)二人●第三區(南埼玉郡北葛飾郡中葛飾郡)二人●第四區(北埼玉郡大里郡樺羅郡榛澤郡男衾郡)二人●第五區(見玉

郡賀美郡那珂郡秩父郡)一人

群馬縣

議員總數五人

第一區(群馬郡南勢多郡利根郡北勢多郡)一人●第二區(新田郡山田郡邑樂郡)一人●第三區(佐位郡那波郡綠野郡多胡郡南甘樂郡)一人●第四區(西群馬郡片岡郡吾妻郡)一人●第五區(北甘樂郡碓氷郡)一人

千葉縣

議員總數九人

第一區(千葉郡市原郡)一人●第二區(東葛飾郡印旛郡下埴生郡南相馬郡)二人●第三區(香取郡)一人●第四區(海上郡匝瑳郡)一人●第五區(山邊郡武射郡)一人●第六區(夷隅郡上埴生郡長柄郡)一人●第七區(望陀郡周准郡天羽郡)一人●第八區(安房郡平郡朝夷郡長狹郡)一人

茨城縣

議員總數八人

第一區(東茨城郡鹿島郡行方郡)二人●第二區(多賀郡久慈郡那珂郡)二人●第三區(西茨城郡真壁郡)一人●第四區(豐田郡結城郡岡田郡西葛飾郡猿島郡)一人●第五區(筑波郡新治郡)一人●第六區(信太郡河內郡北相馬郡)一人

栃木縣

議員總數五人

第一區(河內郡芳賀郡)一人●第二區(上都賀郡下都賀郡寒川郡)二人●第三區(安蘇郡足利郡梁田郡)一人●第四區(鹽谷郡那須郡)一人

奈良縣

議員總數四人

第一區(添上郡添下郡山邊郡廣瀨郡平群郡)一人●第二區(式上郡式下郡宇陀郡十市郡高市郡葛上郡葛下郡忍海郡)二人●第三區(宇智郡吉野郡)一人

三重縣

議員總數七人

第一區(安濃郡一志郡)一人●第二區(三重郡鈴鹿郡菟蓰郡河曲郡)一人●第三區(桑名郡員辨郡朝明郡)一人●第四區(飯高郡飯野郡多氣郡)一人●第五區(度會郡答志郡英虞郡北牟婁郡南牟婁郡)二人●第六區(阿拜郡山田郡名張郡伊賀郡)一人

愛知縣

議員總數十一人

第一區(名古屋區)一人●第二區(愛知郡)一人●第三區(東春日井郡西春日井郡)一人●第四區(丹羽郡葉栗郡)一人●第五區(中嶋郡)一人●第六區(海東郡海西郡)一人●第七區(知多郡)一人●第八區(碧海郡幡豆郡)一人●第九區(額田郡西加茂郡東加茂郡)一人●第十區(北設樂郡南設樂郡寶飯郡)一人●第十一區(渥美郡八名郡)一人

靜岡縣

議員總數八人

第一區(安倍郡有渡郡)一人●第二區(富士郡庵原郡)一人●第三區(志太郡益津郡)一人●第四區(榛原郡佐野郡城東郡)一人●第五區(周智郡豐田郡山名郡磐田郡)一人●第六區(上長郡敷知郡濱名郡引佐郡龜玉郡)一人●第七區(那賀郡賀茂郡若澤郡田方郡駿東郡)二人

山梨縣

議員總數三人

第一區(西山梨郡北巨摩郡中巨摩郡)一人●第二區(東山梨郡南都留郡北都留郡)一人●第三區(東八代郡西八代郡南巨摩郡)一人

滋賀縣

議員總數五人

第一區(滋賀郡高嶺郡)一人●第二區(甲賀郡野洲郡栗太郡)一人●第三區(犬上郡愛知郡神崎郡蒲生郡)二人●第四區(西淺井郡東淺井郡伊香郡阪田郡)一人

岐阜縣

議員總數七人

第一區(厚見郡方縣郡各務郡)一人●第二區(不破郡安八郡)一人●第三區(海西郡下石津郡多藝郡上石津郡羽栗郡中島郡)一人●第四區(大野郡池田郡本巢郡席田郡山縣郡)一人●第五區(武儀郡郡上郡)一人●第六區(加茂郡可兒郡土岐郡惠那郡)一人●第七區(大野郡益田郡吉城郡)一人

長野縣

議員總數八人

第一區(上水內郡更級郡)一人●第二區(下水內郡上高井郡下高井郡)一人●第三區(小縣郡埴科郡)一人●第四區(西筑摩郡東筑摩郡南安曇郡北安曇郡)二人●第五區(南佐久郡北佐久郡)一人●第六區(上伊那郡諏訪郡)一人●第七區(下伊那郡)一人

宮城縣

議員總數五人

第一區(仙臺區名取郡宮城郡)一人●第二區(柴田郡刈田郡伊具郡亘理郡)一人●第三區(黒川郡加美郡志田郡玉造郡遠田郡)一人●第四區(栗原郡登米郡)一人●第五區(桃生郡牡鹿郡本吉郡)一人

福島縣

議員總數七人

第一區(信夫郡伊達郡)一人●第二區(安達郡安積郡)一人●第三區(田村郡巖瀨郡東白川郡西白河郡石川郡)二人●第四區(南會津郡北會津郡大沼郡耶麻郡河沼郡)二人●第五區(菊多郡磐前郡磐城郡檜葉郡標葉郡行方郡宇多郡)一人

盛手縣

議員總數五人

第一區(南巖手郡北巖手郡紫波郡二戸郡)一人●第二區(東閉伊郡中閉伊郡北閉伊郡南九戸郡北九戸郡)一人●第三區(稗貫郡東和賀郡西和賀郡西閉伊郡南閉伊郡)一人●第四區(江刺郡膽澤郡氣仙郡)一人●第五區(西磐井郡東磐井郡)一人

青森縣

議員總數四人

第一區(東津輕郡上北郡下北郡三戸郡)二人●第二區(北津輕郡南津輕郡)一人●第三區(中津輕郡西津輕郡)一人

山形縣

議員總數六人

第一區(南村山郡東村山郡西村山郡)二人●第二區(東置賜郡南置賜郡西置賜郡)一人●第三區(飽海郡西田川郡東田川郡)二人●第四區(最上郡北村山郡)一人

秋田縣

議員總數五人

第一區(南秋田郡)一人●第二區(山本郡北秋田郡鹿角郡)一人●第三區(河邊郡由利郡)一人●第四區(仙北郡平鹿郡雄勝郡)二人

福井縣

議員總數四人

第一區(足羽郡大野郡)一人●第二區(吉田郡阪井郡)一人●第三區(南條郡今立郡丹生郡)一人●第四區(三方郡遠敷郡大飯郡敦賀郡)一人

石川縣

議員總數六人

第一區(金澤郡石川郡)二人●第二區(能美郡江沼郡)一人●第三區(河北郡羽咋郡鹿嶋郡)二人●第四區(鳳至郡珠洲郡)一人

富山縣

議員總數五人

第一區(上新川郡婦負郡)二人●第二區(下新川郡)一人●第三區(射水郡)一人●第四區(蠟波郡)一人

鳥取縣

議員總數三人

第一區(邑美郡法美郡境井郡八上郡八東郡智頭郡)一人●第二區(高草郡氣多郡河村郡久米郡)一人

八橋郡)一人●第三區(汗入郡會見郡日野郡)一人

島根縣

議員總數六人

第一區(島根郡秋鹿郡意宇郡)一人●第二區(能義郡仁多郡大原郡飯石郡)一人●第三區(出雲郡船漣郡神門郡)一人●第四區(邇摩郡安濃郡邑智郡)一人●第五區(那賀郡美濃郡鹿足郡)一人●第六區(周吉郡穩地郡海士郡知夫郡)一人

岡山縣

議員總數八人

第一區(岡山區御野郡上道郡邑久郡兒島郡)二人●第二區(津高郡赤阪郡磐梨郡和氣郡)一人●第三區(都宇郡窪屋郡賀陽郡下道郡)一人●第四區(淺口郡小田郡後月郡)一人●第五區(上房郡川上郡哲多郡阿賀郡)一人●第六區(真島郡大庭郡西條郡西北條郡東南條郡東北條郡)一人●第七區(勝北郡勝南郡吉野郡英田郡久米北條郡久米南條郡)一人

廣島縣

議員總數十人

第一區(廣島區安藝郡)二人●第二區(佐伯郡)一人●第三區(沼田郡高宮郡山縣郡)一人●第四區(高田郡三次郡三谿郡)一人●第五區(加茂郡)一人●第六區(豊田郡)一人●第七區(御調郡世羅郡)一人●第八區(深津郡沼隈郡安那郡)一人●第九區(蘆田郡品治郡神石郡甲奴郡奴可郡三上郡惠蘇郡)一人

山口縣

議員總數七人

第一區(吉敷郡美禰郡厚狹郡佐波郡)二人●第二區(阿武郡見島郡大津郡)一人●第三區(赤間關區豊浦郡)一人●第四區(都濃郡熊毛郡大島郡)二人●第五區(玖珂郡)一人

和歌山縣

議員總數五人

第一區(和歌山區名草郡海部郡有田郡)二人●第二區(伊都郡那賀郡)一人●第三區(日高郡

西牟婁郡東牟婁郡三人

德島縣

議員總數五人

第一區(名東郡津浦郡)一人●第二區(那賀郡海部郡)一人●第三區(名西郡阿波郡麻植郡)一人●第四區(板野郡)一人●第五區(美馬郡三好郡)一人

香川縣

議員總數五人

第一區(香川郡山田郡小豆郡)一人●第二區(大內郡寒川郡三木郡)一人●第三區(鵜足郡阿野郡)一人●第四區(多度郡那珂郡)一人●第五區(豐田三野郡)一人

愛媛縣

議員總數七人

第一區(溫泉郡和氣郡風早郡野間郡久米郡伊豫郡下浮穴郡)二人●第二區(越智郡桑村郡周布郡)一人●第三區(喜多郡上浮穴郡)一人●第四區(新居郡宇摩郡)一人●第五區(西宇和郡東宇和郡)一人●第六區(南宇和郡北宇和郡)一人

高知縣

議員總數四人

第一區(土佐郡長岡郡)一人●第二區(幡多郡高岡郡吾川郡)二人●第三區(香美郡安藝郡)一人

福岡縣

議員總數九人

第一區(福岡區怡土郡志摩郡早良郡)一人●第二區(糟屋郡宗像郡那珂郡御等郡席田郡上座郡下座郡夜須郡)二人●第三區(遠賀郡鞍手郡嘉麻郡穂波郡)一人●第四區(御井郡御原郡山本郡生葉郡竹野郡)一人●第五區(三潞郡上妻郡下妻郡)一人●第六區(山門郡三池郡)一人●第七區(企救郡田川郡)一人●第八區(京都郡仲津郡築城郡上毛郡)一人

大分縣

議員總數六人

第一區(大分郡)一人●第二區(北海部郡南海部郡)一人●第三區(大野郡直入郡)一人●第四區(速見郡玖珠郡日田郡)一人●第五區(西國東郡東國東郡)一人●第六區(下毛郡宇佐郡)一人

佐賀縣

議員總數四人

第一區(佐賀郡神埼郡小城郡基肄郡養父郡三根郡)二人●第二區(東松浦郡西松浦郡)一人●第三區(杵島郡藤津郡)一人

熊本縣

議員總數八人

第一區(熊本區飽田郡託麻郡宇土郡)二人●第二區(玉名郡)一人●第三區(山鹿郡山本郡菊池郡合志郡阿蘇郡)二人●第四區(上益城郡下益城郡)一人●第五區(八代郡葦北郡球磨郡)一人●第六區(天草郡)一人

宮崎縣

議員總數三人

第一區(宮崎郡北那珂郡南那珂郡兒湯郡)一人●第二區(北諸縣郡西諸縣郡東諸縣郡)一人●第三區(東臼杵郡西臼杵郡)一人

鹿兒島縣

議員總數七人

第一區(鹿兒嶋郡谿山郡北大隅郡熊毛郡馭謨郡)一人●第二區(給黎郡揖宿郡穎娃郡川邊郡)一人●第三區(日置郡阿多郡)一人●第四區(高城郡出水郡南伊佐郡薩摩郡甑嶋郡)一人●第五區(菱刈郡始良郡桑原郡西噶吹郡北伊佐郡)一人●第六區(南諸縣郡南大隅郡肝屬郡東噶吹郡)一人●第七區(大島郡)一人

會計法

第一章 總則

第一條 政府の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日まで終る

一會計年度所屬の歳入歳出の出納は關する事務は翌年度十一月三十日までには悉皆完結すべし

第二條 租税及其他一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出の總豫算を編入すべし

第三條 各年度は於て決定したる經費の定額を以て他の年度は屬すべき經費は充つることを得ず

第四條 各官廳は於ては法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することを得ず

第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始は於て之を提出すべし

第六條 歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部は大別し各部中は於て之を款項は區分す

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ會計法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 伯爵榎本武揚

第一章 總則

第一條 政府の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日まで終る

一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

第二條 租税及其他一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出の總豫算を編入すべし

第三條 各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費を充つることを得ず

第四條 各官廳に於ては法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することを得ず

第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべし

第六條 歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部より大別し各部中に於て之を款項に區分す

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ會計法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 伯爵榎本武揚

附名 附録

昭和二十二年三月三十一日

第一	各省の豫定経費要求書但し各項中各目の明細を記入すべし
第二	其の年三月三十一日を終りたる會計年度の歳入歳出現計書
第七條	豫算中設くべき豫備費ハ左の二項に分つ
第一豫備金	
第二豫備金	
第一豫備金	豫算の不足を補ふものとする
第二豫備金	豫算外生じたる必要の費用を充つるものとする
第八條	豫備金を以て支辨したるものハ年度經過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す
第九條	毎年度大藏省證券發行の最高額ハ帝國議會の協賛を経て之を定む

（一）

總豫算より帝國議會参考の爲に左の文書を添附すべし

- 第一 各省の豫定経費要求書但し各項中各目の明細を記入すべし
- 第二 其の年三月三十一日を終りたる會計年度の歳入歳出現計書
- 第七條 豫算中設くべき豫備費ハ左の二項に分つ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金の避くへからざる豫算の不足を補ふものとする

第二豫備金の豫算外生じたる必要の費用を充つるものとする

第八條 豫備金を以て支辨したるものハ年度經過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第九條 毎年度大藏省證券發行の最高額ハ帝國議會の協賛を経て之を定む

第三章 收入

第十條 租税及其他の歳入の法律命令の規程に從ひ之を徴收すべし

法律命令に依り當該官吏の資格ある者は非されぬ租税を徴收し又其の他の歳入を收納することを得す

第四章 支出

第十一條 毎會計年度に於て政府の經費を充つる所の定額其の年度の歳入を以て之を支辨すべし

第十二條 國務大臣の豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又其の各項の金額を彼此流用することを得す

國務大臣の其所管に屬する收入を國庫に納むべし直之を使用することを得す

第十三條 國務大臣の其所管定額を使用する爲に國庫に向ひて仕拂命令を發すべし但し別定むる所の規程に從ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむることを得

第十四條 國庫の法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すことを得す

第十五條 國務大臣の政府に對し正當なる債主若し其の代理人の爲にするに非されぬ仕拂

命令を發することを得す

左の諸項の經費に限り國務大臣の主任の官吏に委任し又其の政府の命したる銀行に委任して現金支拂を爲さしむる爲に現金前渡の仕拂命令を發することを得

第一 國債の元利拂

第二 軍隊軍艦及官船に屬する經費

第三 在外各廳の經費

第四 前項の外総て外國に於て仕拂を爲す經費

第五 運輸通信の不便ある内國の地方に於て仕拂を爲す經費

第六 廳中常用雜費として一箇年の總費額五百圓を滿たさるもの

第七 場所の一定せざる事務所の經費

第八 各廳に於て直接に從事する工事の經費但し一士に當りて三千圓までを限る

第五章 決算

第十六條 會計検査院の検査を経て政府より帝國議會に提出する總決算は總豫算と同一の

様式を用ひ左の事項の計算を明記すべし

歳入の部

歳入豫算額

調定済歳入額

収入済歳入額

収入未済歳入額

歳出の部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令済歳出額

翌年度繰越額

第十七條 前條の総決算より會計検査院の検査報告と俱ふ左の文書を添附すべし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府の負債よして其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年内は債主より支出の請求
若し仕拂の請求を爲さざるものゝ期滿免除として政府の其の義務を免るゝものとす但し
特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものゝ各、其の定むる所は依る

第十九條 政府は納むべき金額よして其の納むべき年度經過後滿五箇年内は上納の告知を
受けざるものゝ其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定め
たるものゝ各、其の定むる所は依る

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外収入及定額戻入

第二十條 各年度は於て歳計は剩餘あるとき、其の翌年度の歳入に繰入るべし

第二十一條 豫算は於て特に明許せたるもの及一年度内は終るべき工事又は製造よして避
くべからざる事故の爲は事業を遅延し年度内は其の經費の支出を終らざりしものゝ之を

翌年度に繰越し使用することを得

第二十二條 數年を期して竣功すべき工事製造及其他の事業として繼續費として総額を定めたるものの毎年度の仕拂残額を竣功年度まで遞次繰越使用することを得

第二十三條 誤拂過渡となりたる金額の返納出納の完結したる年度に屬する収入及其の他一切豫算外の収入の總て現年度の歳入に組入るべし但し法律勅令に依り前金渡概算繰替拂を爲したる場合は於ける返納金の各々之を仕拂ひたる經費の定額に戻入るゝことを得

第八章 政府の工事及物件の賣買貸借

第二十四條 法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又の物件の賣買貸借の總て公告して競争に付すべし但し左の場合に於ては競争に付せず隨意の約定に依ることを得べし

第一 一人又の一會社にて專有する物品を買入れ又の借入るとき

第二 政府の所爲を秘密すべき場合は於て命する工事又の物品の賣買貸借を爲すとき

第三 非常急遽の際工事又の物品の買入借入を爲すに競争に付する暇なきとき

第四 特種の物質又の特別使用の目的あるに由り生産製造の場所又の生産者製造者より直接に物品の買入を要するとき

第五 特別の技術家を命するに非ざれば製造し得へからざる製造品及機械を買入るとき

第六 土地家屋の買入又の借入を爲すに當り其の位置又の構造等に限ある場合

第七 五百圓を超へざる工事又の物品の買入借入の契約を爲すとき

第八 見積價格二百圓を超えざる動産を賣拂ふとき

第九 軍艦を買入るとき

第十 軍馬を買入るとき

第十一 試験の爲に工作製造を命し又の物品を買入るとき

第十二 慈善の爲に設立せる教育所の貧民を備役し及其の生産又の製造物品を直接に買入るとき

第十三 囚徒を備役し又ハ囚徒の製造物品を直接ニ買入る、とき及政府の設立ニ係る農工業場より直接ニ其の生産又ハ製造物品を買入る、とき

第十四 政府の設立したる農工業場又ハ慈善教育ニ係る各所の生産製造物品及囚徒の製造物品を賣拂ふとき

第二十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又ハ物件買入の爲ニ前金拂を爲すことを得ず

第九章 出納官吏

第二十六條 政府ニ屬する現金若ハ物品の出納を掌る所の官吏ハ其の現金若ハ物品ハ付一切の責任を負ヒ會計検査院の検査判決を受くべし

第二十七條 前條の官吏水火盜難又ハ其の他の事故ニ由リ其の保管する所の現金若ハ物品を紛失毀損したる場合ニ於テハ其の保管上避け得ハからざリシ事實ニ會計検査院ニ證明シ責任解除の判決を受くるニ非ざレハ其の負擔の責を免るることを得ず

第二十八條 現金又ハ物品の出納を掌るニ付身元保證金を納めしむることを要するものハ勅令を以て之を定むべし

第二十九條 任拂命令の職務ハ現金出納の職務と相兼ねることを得ず

第十章 雜則

第三十條 特別の須要ニ因リ本法ニ準據シ難きものあるときハ特別會計を設置することを得

特別會計と設置するハ法律を以て之を定むべし

第三十一條 政府ハ國庫金の取扱を日本銀行ニ命ずることを得

第十一章 附則

第三十二條 本法の條項帝國議會ニ關涉せざるものハ明治二十三年四月一日より施行シ其の關涉するものハ帝國議會開會の時より施行す

決算ニ係る條項ハ帝國議會の議定を経たる年度の歳計より施行す

第三十三條 本法の條項と牴觸する法令ハ各其の條項施行の日より廢止す

貴族院令

第一條 貴族院ハ左の議員を以て組織す

一 皇族

二 公侯爵

三 伯子男爵各、其の同爵中より撰舉せられたる者

四 國家ハ勳勞^{くんろう}あり又ハ學識^{がくしき}ある者より特ニ勅任せられたる者

五 各府縣ニ於て土地或ハ業工商業ニ付多額の直接國税を納むる者の中より一人を互撰^{ひらひら}して勅任せられたる者

第二條 皇族の男子成年ニ達したるときは議席ニ列す

第三條 公侯爵を有する者滿二十五歳ニ達したるときは議員たるへし

第四條 伯子男爵を有する者ニして滿二十五歳ニ達し各、其の同爵の撰ニ當りたる者ハ七箇年の任期を以て議員たるへし其の撰舉ニ關る規則ハ別ニ勅令を以て之を定む

前項議員の數ハ伯子男爵各、總數の五分の一ニ超過すへからず

第五條 國家ハ勳勞あり又ハ學識ある滿三十歳以上の男子ニして勅任せられたる者ハ終身^{しゅうじん}

朕大日本帝國憲法ノ明文ニ依リ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院令ヲ發布ス此ノ勅令ヲ實施スルノ時期ハ朕カ更ニ命スル所ニ依ルヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 伯爵榎本武揚

第十一條 議長副議長の議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるへし
 被撰議員として議長の副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の職に就くへし
 第十二條 此の勅令は定むるもの、外の總て議院法の條規に依る
 第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又の増補するときの貴族院の議決を経へし

通俗大日本帝國憲法註解

明治廿二年二月廿一日印刷
 全 年二月廿二日出版

發行者

印刷者

發行所

專賣書店

全 全 全

日本橋區通四丁目八番地寄留

內 藤 加 我

日本橋區新和泉町一番地

瀧 川 三 代 太 郎

日本橋區通四丁目八番地

金 櫻 堂

京橋區下槇町

青 野 友 三 郎

仙臺國分町

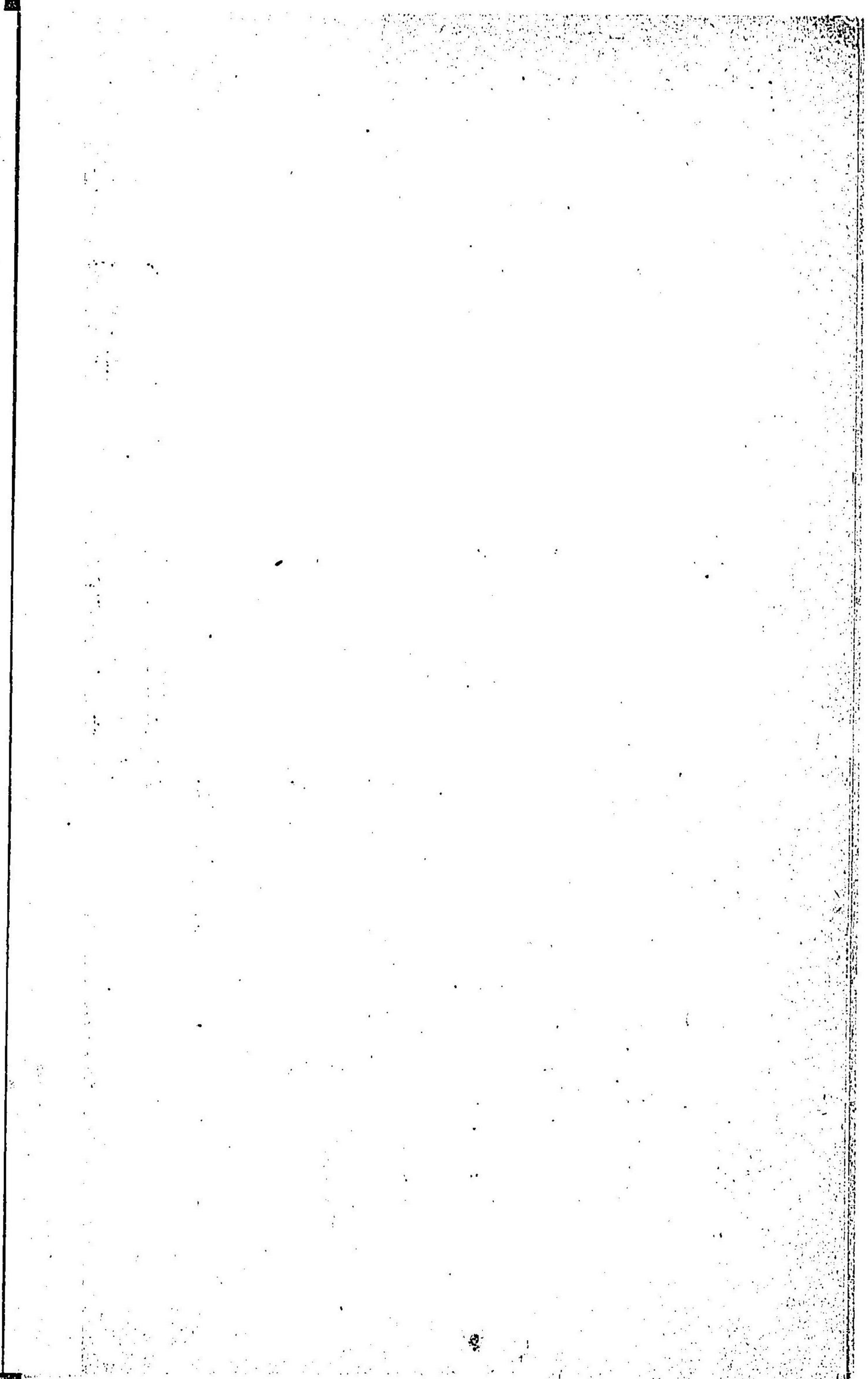
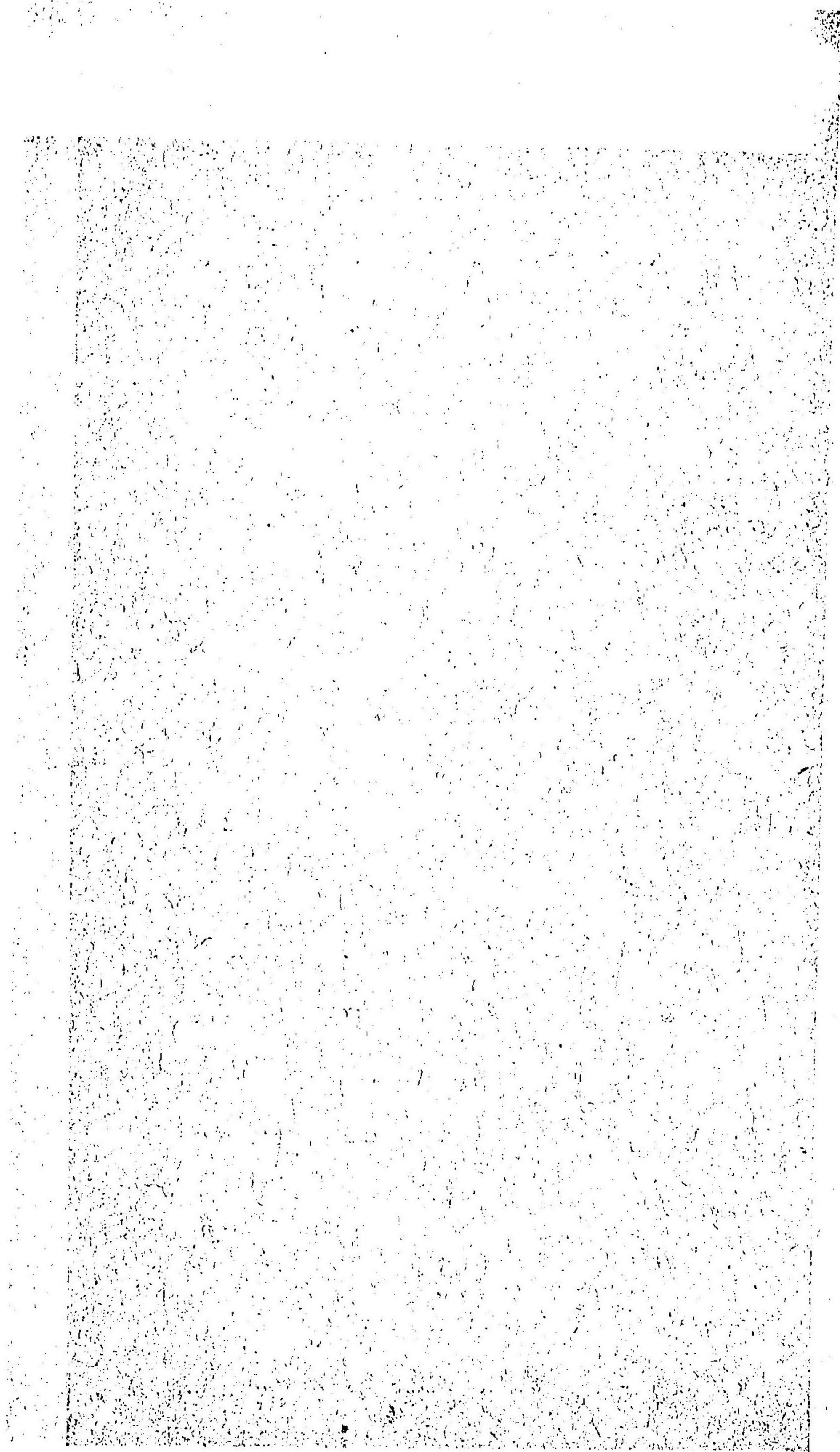
阿 部 勘 左 衛 門

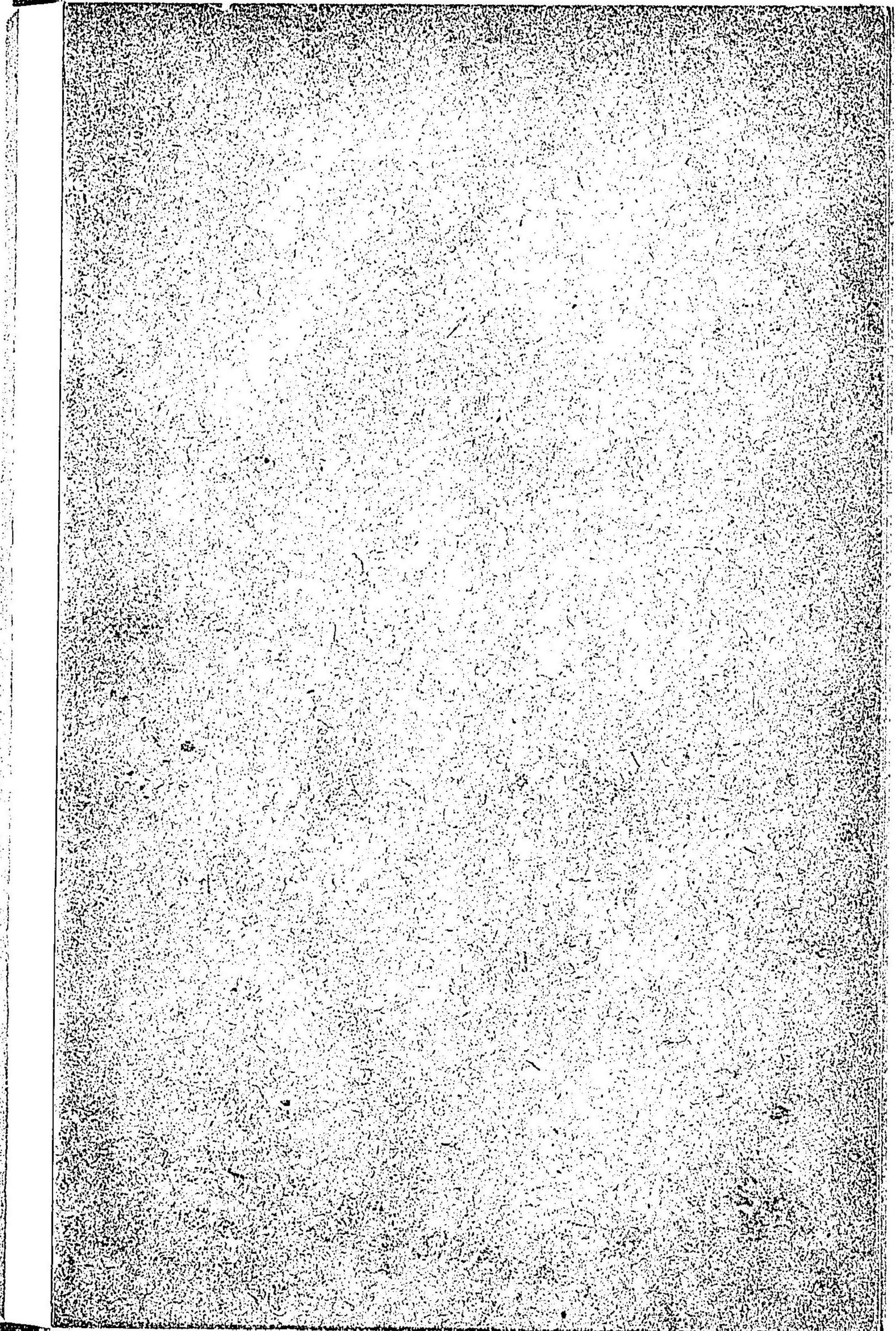
甲府柳町三丁目

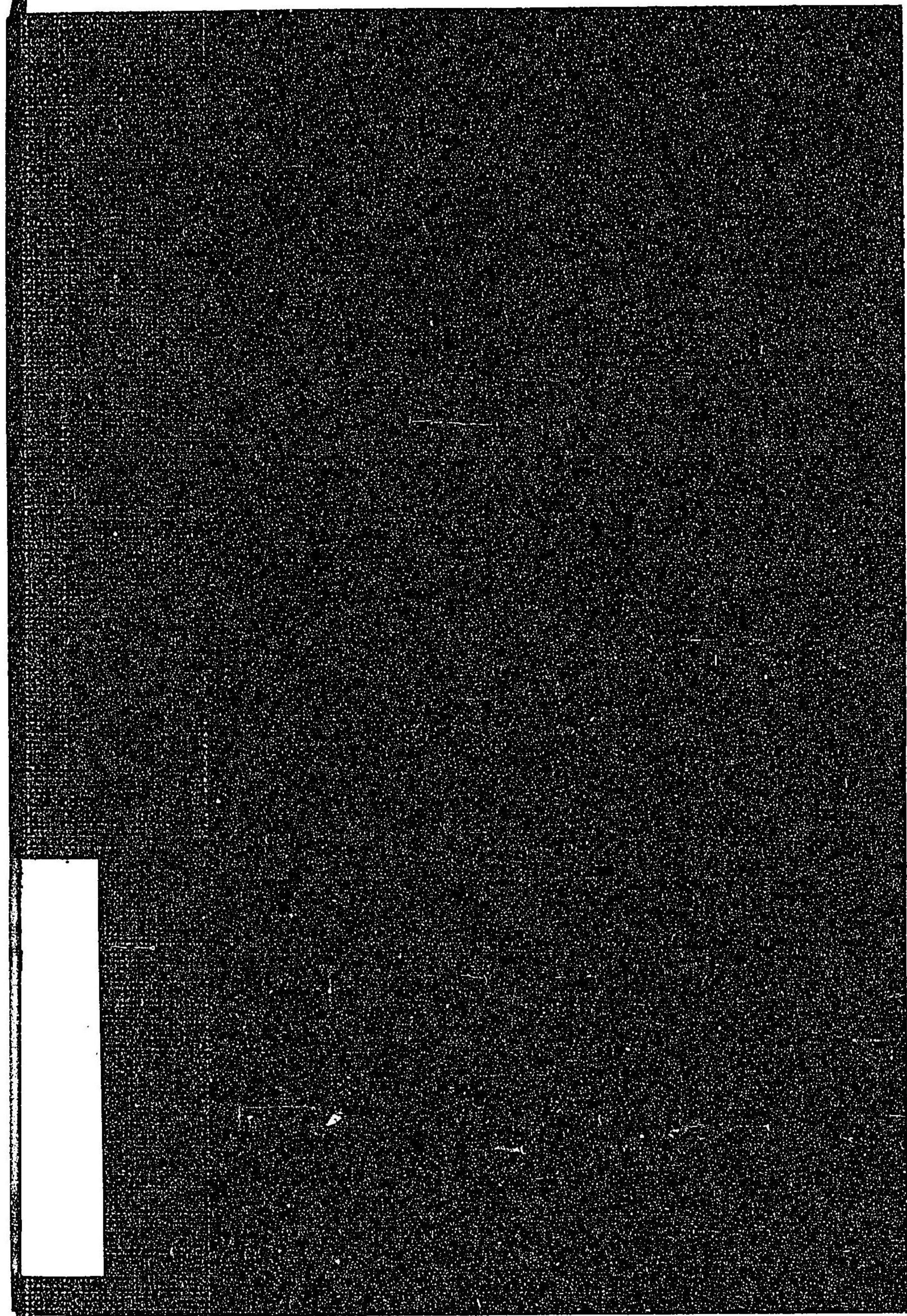
柳 正 堂 大 塚 源 太 郎

上州前橋曲輪町

文 江 堂







特15

280

通俗帝国宪法註解

国立国会図書館

031705-000-3

特15-280

通俗帝国宪法註解

三井 新治郎/著

M22

BBE-0332

